

第六十三回国会 衆議院 大蔵委員会 議 録 第十五号

昭和四十五年三月二十四日(火曜日)

午前十時三十三分開議

出席委員

委員長 毛利 松平君

理事 上村千一郎君

理事 山下 元利君

理事 松尾 正吉君

理事 奥田 敬和君

理事 佐伯 宗義君

理事 高橋清一郎君

理事 登坂重次郎君

理事 原田 憲君

理事 松本 十郎君

理事 吉田 重延君

理事 平林 剛君

理事 美濃 政市君

理事 二見 伸明君

理事 竹本 孫一君

理事 藤井 勝志君

理事 廣瀬 秀吉君

理事 木部 佳昭君

理事 坂元 親男君

理事 地崎三郎君

理事 久章君

理事 秀男君

理事 美秀君

理事 阿部 助哉君

理事 堀 昌雄君

理事 貝沼 次郎君

理事 春日 一幸君

理事 愛知 揆一君

理事 福田 赴夫君

理事 竹内 黎一君

理事 沢木 正男君

理事 中川 一郎君

理事 船後 正道君

理事 奥村 輝之君

理事 平松甲子雄君

理事 黒部 稔君

理事 水産庁漁政部長

理事 通商産業省貿易

理事 振興局経済協力

理事 部長

大蔵委員会調査 室長 末松 経正君

本日の会議に付した案件

漁船再保険及漁業共済保険特別会計の歳入不足をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律案(内閣提出第四三三号)

経済及び技術協力のため必要な物品の外国政府等に対する譲与等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第三六号)

○毛利委員長

これより会議を開きます。漁船再保険及漁業共済保険特別会計の歳入不足をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律案を議題といたします。

漁船再保険及漁業共済保険特別会計の歳入不足をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律案

漁船再保険及漁業共済保険特別会計の歳入不足をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律案

政府は、漁船再保険及漁業共済保険特別会計の歳入不足をうめるため、昭和四十五年において、一般会計から、五億六千七百五十万円を限り、この会計の漁業共済保険勘定に繰り入れることができる。

政府は、前項の規定による繰入金については、後日、漁船再保険及漁業共済保険特別会計の漁業共済保険勘定において決算上の剰余を生

じた場合には、漁船再保険及漁業共済保険特別会計法(昭和十二年法律第二十四号)第三条ノ五第一項の規定にかかわらず、当該繰入金に相当する金額に達するまでの金額を一般会計に繰り入れなければならない。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理由 昭和四十三年度において海水の例年になく高温等のため全国的にのりの被害が異常に発生したことに伴い、漁船再保険及漁業共済保険特別会計の漁業共済保険勘定に生ずる支払財源の不足をうめるための資金を、昭和四十五年において、一般会計から繰り入れる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○毛利委員長 政府より提案理由の説明を求めます。中川大蔵政務次官。

○中川政府委員 ただいま議題となりました漁船再保険及漁業共済保険特別会計の歳入不足をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律案につきまして、提案の理由及びその概要を御説明申し上げます。

昭和四十三年度におきまして、海水の例年になく高温等により全国的にのりの被害が異常に発生し、これに伴い漁船再保険及漁業共済保険特別会計の漁業共済保険勘定の保険金の支払いが増加したため、同勘定の支払い財源に五億六千七百五十万円の不足が生ずる見込みでありますので、昭和四十五年において、一般会計からこの金額を限り、同勘定に繰り入れることができることとして、ようとするものであります。

なお、将来この会計の漁業共済保険勘定におき

まして、決算上の剰余が生じた場合には、この繰り入れ金の金額に達するまでの金額を一般会計に繰り戻すこととしたしております。

以上が、この法律案の提案の理由及びその概要であります。

何とぞ御審議の上、すみやかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○毛利委員長 これにて提案理由の説明は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ります。

○毛利委員長 次に、経済及び技術協力のため必要な物品の外国政府等に対する譲与等に関する法律の一部を改正する法律案、及び国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑の通告がありますので、順次これを許します。二見伸明君。

○二見委員 最初に、海外経済技術援助について若干お尋ねしたいと思ひます。

最初に、法案の内容についてお尋ねしますけれども、今度の改正では、いままでの物品にさらに「船舶、建物その他政令で定める財産」を加えた、こういうことでありますけれども、「その他政令で定める財産」というのは具体的にどういふふうになっているのか、御披露願ひたいと思ひます。

○船後政府委員 「その他政令で定める財産」といたしまして現在考えておりますのは、船舶と建物の譲与等に伴ひまして、これらの従物をもあわせて譲与等を行なう必要があるため、政令ではこれを指定する予定でございます。

御承知のとおり、従物とは、ある物の効用を確

保し、あるいは高めるために、これに継続的に付属されている物でございます。具体的に申し上げますと、建物の場合には照明装置とか冷暖房装置、船舶の場合には羅針盤とかいかり、このようなものでございます。

○二見委員 新たに船舶と建物を含めた理由はよくわかりますけれども、開発途上国の援助という立場からいって、航空機あるいはヘリコプター、こういうものを今回含めなかった理由は、特別な理由があるわけですか。

○船後政府委員 特別な理由があるわけではございませんで、さしあたり現在、航空機、ヘリコプター等につきましては援助の要請もございませんので、考えてはおりません。

○二見委員 外務省のほうにお尋ねしますけれども、開発途上国の援助に対して、ヘリコプターというものは、必要あるのですか、必要ないのですか。

○沢本政府委員 地域開発調査、その測量等には、ある場合には必要でございますが、それがこの法律が適用されますような無償援助としてやるという意味の必要性は、いまのところ、大蔵省から御答弁がございましたように、実際の要請は出てきておりません。

○二見委員 私、聞いたところによると、せめてヘリコプター程度は含めてもらいたかったという、おたくのほうの関係から話があるわけですか。おたくは必要ないとおっしゃるけれども、そういう声も実際あるわけですか。そういう点はどういうふうにお考えですか。

○沢本政府委員 近い将来におきましては、日本の技術協力が拡大するに従い、そういう要請もおいおい出てまいると考えておりますが、現在具体的な事例としてはございません。

○二見委員 もう一つ、これは定義の問題になりますけれども、開発途上国、これは自由諸国圏内だけに限るのか、それとも共産圏も含められるのか、その点はいかがですか。

○船後政府委員 開発途上にある外国政府の定義

でございますが、これは別段自由圏あるいは共産圏といった政治的イデオロギー的な問題とは関係がないわけでございます。文字どおり経済的社会的開発の程度が十分でなく、現在その開発に努力している国をさすわけでございます。

○二見委員 ということは、たとえば共産圏——ルーマニアとか、向こうのほうから要請があれば、こちらとしても快く応ずる、こういうふうに理解していいわけですか。

○船後政府委員 開発途上国に該当するかどうかという問題でございますが、これにつきましては、どこまでが開発途上国であるか、どこまでがそれを通り過ぎた国であるかというのを、一義的にきめることはできないと思います。たとえばOECDの開発援助委員会、いわゆるDACの表、これなんかも一つの参考になるわけでございます。

○二見委員 東南アジアといったしますと、ポストベトナムという大きな問題があるわけですか。ベトナムがどういふ形で解決するか、まだ予測する段階ではございませんけれども、一つ考えられるのは、南北のベトナムがいまのまま共存体制に入るというところが一つ考えられるわけですか。もう一つは、北ベトナムが南を統一するというか、そういう形での南北統一も考えられるだろうし、あるいは南が北を統一するという形での南北統一も考えられる。いろいろなケースが考えられると思えます。その場合、もし南と北がそれぞれ南北に分かれて共存体制に入る、ベトナム戦争が終わって共存体制に入るといったようなケースになった場合、当然日本としては南ベトナムの援助はいたすでしょうけれども、北ベトナムはどうなりますか。

○船後政府委員 外交上の問題はわれわれよくわかりませんが、いずれにいたしましても、外国の政府でございまして、日本にとりまして、未承認国政府、北ベトナムはこれに属するわけでございますが、未承認国政府は外国政府ではありませんが、初めからこの法律の対象とはならないという

ことでございます。

○二見委員 日本が承認しておりませんから援助の対象にならないと言われれば、それはそのとおりだろうと思えます。

もう一点、別の点からお尋ねしますけれども、開発途上国に対する援助というこの目的ですね、これはどういふ目的でやるわけですか。

○船後政府委員 これは経済及び技術協力を通じて、開発途上国の開発を援助するというところでございます。

○二見委員 それは私もわかりますけれども、六〇年代が開発の十年と騒がれたわけですが、何のために開発途上国に対して先進国が援助しなければならぬか、それはいろいろな観点から論じられるわけでありまして、結局は、先進国と開発途上国との間の格差が拡大したんではよくないという問題があるんじゃないですか。世界平和という面から見ても、格差の拡大はよくないという、そういう観点もあって、先進国が開発途上国に対して積極的に手を差し伸べよう、こういうふうに進んでいくわけじゃないですか。

○沢本政府委員 お説のとおりでございますが、わが国が海外に対して経済、技術協力をいたしたすのは、相手国の産業の振興あるいは経済社会開発の基盤の整備あるいは技術水準の向上というようなことを通じて、できるだけこの格差を少なくして、後進国諸国の発展を助けるという目的のためにされておるものと考えております。

○二見委員 そういう考え方からいって、南だけ援助するけれども、北には援助しないということになると思います、南のほうは援助の効果があるわけで、どんどん国が回復して、国力もついてくる、生活も豊かになる、北のほうはおくれてくる、こういう現象が起ってきた場合に、これは世界の平和にとって、あるいはアジアの平和にとつて、好ましい状況では決してないと思ふのです。やはり、アジアの緊張をなくすとか、世界平和を考えるとといった場合には、それは未承認国かもしれないけれども、北ベトナムの民衆に対

しても、何らか積極的な手を差し伸べていくのが、私は、先進国の役目ではないかと思ふのですけれども、その点はどうですか。

○沢本政府委員 北ベトナムに対する援助の問題は、ベトナム戦争の終結の態様にもかかわりますし、かつまた、行なわれる援助の内容にもよりましていろいろ考え方が変わると思ふます。そういう点につきましては、いまだ政府部内において一定した考え方を固めておりませんので、いま先生がおっしゃいましたような点も十分考慮に入れて、今後の政策立案について対処してまいりたいと考えております。

○二見委員 ベトナム戦争がどういふ形で終結するかわからないからというのでありますけれども、しかし、ベトナム戦争の終結の形は、そんな複雑な形になるわけじゃないでしょう。大まかな形は何通りかにきまるわけですか。先ほど申しましたように、南北がいまのまま平和状態に入るといふケースも考えられる、あるいは南北統一が行なわれる、そして北が南を統一するという形での終結もあるだろうし、南が北を統一するという形の終結もあるだろう。せいぜいこの三通りぐらいじゃないですか。これ以外に終結の形があればまた別でありますけれども……しかも、ベトナム戦争の終結というものは、そう十年も二十年も先の話じゃない。となれば、しかも、ポストベトナムというものはもうここ数年来いわれていることでありますから、そうなれば、その三通りぐらいの、こういう場合にはどういふふうにいこう、こういう場合にはどういふふうにいこうという基本的な考え方があってしかるべきじゃないかと思ふのです。そういう点について、まだ考えていません、これから検討いたしましょう、私は、そういう態度はちょっと理解に苦しむわけでありまして、その点どうでしょう。

○沢本政府委員 検討は加えておりますが、ただいま申し上げましたように、政府部内の一一致した意見としての固まったものはないという趣旨でございますので、どうぞそういうふうにご承願い

たいと思います。

○二見委員 その問題はその程度にいたしまして、国際金融局長にちよつとお尋ねしますけれども、円の問題になります。円は切上げがいろいろいわれております。実際に円が強いのか弱いのか。大蔵大臣は、円の切上げは考えていない、こういう御答弁でありますけれども、確かに私は、円が強い強いというふうな外国は言っているけれども、円はいろいろな保護が与えられている、そういう点から考えれば決して強くないと思えます。しかし、金融当局としては、この点をどういうふうに考えられているのか。円の評価ですね。強いのか弱いのか、この点いかがでしょう。

○奥村政府委員 円の価値につきましては、現在の為替相場などを見ますと、かなり円高の相場が出ておるわけでありまして、これは、やはりこの一年、二年の間、国際収支の黒字というものを反映してそういう状態であると思ひますが、これまた一般に議論が行なわれておりますけれども、日本の現在の為替管理は、貿易にいたしまして、あるいは資本取引にいたしまして、なお他の先進諸国に比べてもう一步自由化を進めなければならぬ点があると思ひます。先ほど仰せになったとおりでございます。そういう点が、一種の保護状態というものが取り扱われてから、それから一体どうであるかという議論が出てくるのが筋合ひでございます。現在円が非常に強い、あるいは切上げをしなければならぬというふうなことは、一部のジャーナリストその他からは出ているわけでありまして、しかし、外国の責任ある政府当局等からは、そういうような円の切上げを主張するという議論は私ども聞いていないのでございます。そういうことでございますので、大蔵大臣がたびたびお答え申し上げておりますように、円の切上げというものは考えていない、私どもはいまそういうことを議論する時期では毛頭ないというふうに信じておるわけでございます。

○二見委員 諸外国から円の切上げに対する要

請といひますか、圧力、これはまだそれほど強くはない、こういう段階でございますか。

○奥村政府委員 外国にも評論家はおりますし、日本にも評論家はたくさんいるわけでありまして、絶えず新しい問題について見解を述べることは自由であります。しかし、私が申し上げたように、外国の責任のある政府当局というものは、そういう点、議論に出ていないのでございます。

○二見委員 きよりの朝日新聞のニュースですけれども、金・外貨準備が今月末には四十億ドルをこえるだろう、こういう話が出ておりますけれども、これは実際どうなっているのですか。

○奥村政府委員 二月末の金・外貨準備は、御存じのように、三十六億三千万ドルでございます。三月の末の数字は、これはやはり三月の末になつてみないとわからないのであります。私ども責任のある数字をいふ述べるといふことは必ずしもかろうと思ひます。特に、御存じのように、最近の国際収支の中で、外国人が日本の証券に対して行ないます投資という、このものの金額がかなり移動をいたしております。ある月は多く、ある月は少なくなつていくという点もございまして、なかなか予想はむずかしいわけでありまして、そういう点で、もう少ししばらくお待ちをいただければ正確な数字は出ようかと思ひます。

○二見委員 国際収支が黒字基調をずっと続けていく、おそろくそう予想されているわけですね。現在、円の切上げに対する外国からの責任ある要請はまだない。だけれども、ないからといって安閑としていけば、これは当然出てくるだろうというところは考えられるわけですね。近い将来にはあるかもしれない。われわれとしては、現状で円の切上げが行なわれたのはたまりませんから、切上げが行なわれないようにいろいろ手当てをしなければならぬ。そのために政府としては円シフトを導入した。しかし、円に対してこれからは、それだけではちよつとかわし切れないうもの、そのためには、輸入制限を撤廃す

るとか、為替の完全自由化とか、いろいろ考えられておりますけれども、これを一切やろうとする、国内的にはいろいろ問題がある。結局、そういう圧力をかわすために、いままでは外貨は準備するんだ、積むんだということが一つの考え方だったけれども、これから外貨をどういうふうに使っていくかということに考え方を要するなければならないと思うわけですね。それで、これからさらに大きなウエイトをもつて考えられてくるのが、結局は開発途上国に対する日本からの援助、これはいままで以上に大幅に上げていく必要があるんじゃないか、こういうふうに考えるわけですね。

○奥村政府委員 確かに、いまのような国際収支を前提といたしますと、今後日本としてはいろいろ考えなければならぬことが多いわけですね。ただ、開発途上国に対する援助ということになりますと、これは外貨がたまっているから援助をしなればいかぬとか、あるいは援助はすぐできるのだということではなくて、円資金というものが必要であります。これは私が申し上げるまでもないと思ひますが、国内にもかなり後進地域がございまして、いろいろやらなければならぬものがたくさんあるわけですね。それと海外に対する後進国援助との関係でございます。後進国援助のほうも、開発途上国の経済の水準を上げるということによつて、やはり先進国の経済が伸び、世界全体としての繁栄ができるわけですから、これもまた大事だと思ひます。しかし、この両者のかね合といふものはなかなかむずかしい。国民のコンセンサスといふものを得て着実に進めていくべきものであると私も考えているわけですね。

話はお話の中で、日本の黒字あるいは国際収支というもののについて、これはかなり手厚くなったという話があるんですけども、私ども、ドイツが過去に経験した国際収支の黒字、外貨準備の増加などを考えてみますと、いまの日本の外貨準備というものは、まだそう安心をいたしましてこれ

で何をやってもだいじょうぶだというふうな状態じゃないのです。やはり着実に堅実にこれから先また伸ばしていかなければならない点もあるんじゃないか。特に外貨準備については、一國が外貨準備をふやしますと他國が減るといふ非常に簡単な理屈がございまして、したがって、私も注意しておりますことは、あまり急激に外貨準備をふやすということになると問題が起ります。国際協力の見地からそのテンポをいささかなめらかにして持っていく、基本的にはいま申し上げたとおりでございます。したがって、いまの国際収支というものを前提にして外貨準備というものを議論して、直ちに後進国開発に全力投球ができるかどうか、これはやはり経済の微妙な状態というものをながめながら慎重にやってみなければならぬと思ひます。

○二見委員 西ドイツと日本とが違ひ、私もその意見に賛成です。と同時に、全力投球していいものかどうか、これは確かに考えなければならぬ問題だと思ひます。日本の国内でのおくれた地域をほうり出して、あるいは社会資本の充実が叫ばれておりながらその面をほうり出して、低開発國ばかりに目を向けるのは国策上いかどうか、これは考えなければならぬ問題だろうと思ひます。

ところで、外務省の方にお尋ねしますけれども、過去十年間、開発の十年として騒がれて今日まで来たわけでありまして、開発途上國に対する援助が必ずしも効果的でないといふこと、ガルブレイズだとかバウアーだとか、そういうところからいろいろ悲観論が出ていますね。そういう点についてはどういうふうにお考えになりますか。

○沢本政府委員 確かにそういう悲観論もございまして、最近発表されましたピアソン報告におきましては、一九六〇年代の対外援助についてはいろいろあやまちがあつたし、効果的でない、ミステークもあつたけれども、全体としては有効な援助が行なわれたということで、対外援助

について、もっと希望を持ってやれば、後進国が一九七〇年代の終わりに自立的に経済に達成する率は非常に多いということで、決して援助悲観論はとらないというような説もありまして、われわれもできるだけ後進国援助のための努力を国力に従ってやしていくべきであるという観点から、希望を失わずやっていたいというつもりであります。

○二見委員 もう一点それに関連してお尋ねしますけれども、開発途上国に対する援助が効果的でないという悲観論も、一つは、そういう向こうの土地制度とか社会制度とか、そういう点に問題がある、あるいは人的資源に問題があるんだ、そういうところを解決しなければ、幾らやってもむだだという極端な悲観論もあるわけですね。一方には、いまのピアソン報告に見られたような、どちらかといえば楽観的な考え方があつた。わが国としては、そういう土地制度や社会制度の改革は、それそれの国にまかせながら、それはそれとしてわれわれとしてはできるだけのことはしていい、そういうものが解決されてから援助するということじゃなくて、それはそれとして向こうの自主的努力にまかせながら並行して進めていく、こういうふうになるわけですか。

○沢木政府委員 大体の方向としてはただいま先生のおっしゃったとおりでございますが、援助を与えるにつきまして非常な勧告、あるいはわれわれが援助で得る面につきましては、そういう面につきましてもできるだけ援助をしていきたいというふうに考えております。

○二見委員 もう一つ、援助の形態でありますけれども、最初はトレーニング方式といいますが、向こうに訓練所みたいなものをつくってやっていくという形がありましたね。それから今度はプロジェクトベースでやるようになり、最近の傾向としては西ドイツでやっているマンデープランみたいな地域開発的なものに形が変わってきている、こういう話を聞いておりますけれども、わが国が現在行なっている形態というのは、そういう

分け方をしていますとどこら辺に位するわけですか。

○沢木政府委員 プロジェクトタイプの援助といつたしましては、技術協力の中では農業協力、医療協力等にそういう傾向が過去二年間くらいにあらわれてまいっております。本格的な地域開発に取り組んだ援助というのは、まだそういうドイツのようなスケールではないとております。しかしながら、最近インドにおいて手をつけましたダンカラニヤの開発計画、あるいはタンザニアから要請が参つておりますキリマンジャロのアルーシャ地方の開発計画というようなものを日本が取り上げるといたしますと、やはり一種の地域開発的な要素が入るわけでありまして。しかしながら、それが主流かと申しますと、それはわが国が行なっております技術協力援助の一部でございます。依然として専門家の派遣、研修生の受け入れ、あるいは海外派遣青年協力隊、あるいは技術協力センターというものも相当な量でこれを進めてまいるということになるかと思ひます。

○二見委員 理想的な形としては、そういう地域開発的なもののほうが望ましいのか。そういうものをやると同時に、専門家の派遣とか研修生の受け入れとかいふのは、これは当然並行してやらなければならぬ問題だろつとは思ひますけれども、方向としてはそういうような地域開発的な方向に移つたほうが、相手国にとってはプラスになるのじゃないだらうかという気がするのですが、どうでしょうか。

○沢木政府委員 地域開発協力にプロジェクトとして援助を与えた場合には、相手国の開発に寄与する度合いから申しまして非常に効果的であることは事実でございますが、そうかといひますと、その国の技術水準を上げるということになりますと、やはり個々の研修生あるいは専門家によるトレーニングというような点も無視するわけにはまいりませんので、必ずしも重点がそれに移るということとは申し上げられないんじゃないかと思ひます。

○二見委員 ピアソン報告についてですけれども、これはGNPの二%ですね。そのうち政府援助が〇・七%、こういう目標を打ち出されておるわけでありまして、大蔵大臣はあまらずこれには積極的ではなかつたと聞いております。先ほどの国際金融局長の答弁ではありせんけれども、国内とかかね合いもあつて、必ずしもピアソン報告のいうようにできないという実情が日本にあるんだらうと思ひますけれども、外務省としては、政府援助をどの程度まで持つていい、たとえば〇・七%は無理としても、〇・六五%にしていくとか、〇・六三%くらいにしようとか、おおよその目標はあると思うのですが、どうでしょうか。

○沢木政府委員 目標は外務省だけできるものではございませんで、結局、政府部内の協議によるわけでございます。目下その協議をいたしております。

外務省といたしましては、関係各国の出口も見ながら、先進国の一員として、その国力に恥ずかしくないだけの寄与をしたいというつもりでございますが、ピアソン報告の勧告内容につきましても、現在OECDのDAC、開発援助委員会でも議論が行なわれておりますし、国連の各種委員会でも行なわれておりまして、いまだ各国とも何%というような数字をはつきり出して、それを実現するといふ議論にまで着詰まつておりません。われわれとしましては、そういう各国の出口も見ながら、〇・七%は無理であるにしても、できるだけそれに近い数字で、どういふ点まで達成できるかというところで協議を進めておる段階でございます。

○二見委員 私は、それに関連して、ほんとは、おたくのほうで〇・六とか〇・六五とかいふ数字を出されたならば、それを達成するためのスケジュールをお尋ねしたいのですけれども、当然スケジュールはできていないですね。そういう点、何かスケジュールはできておりますか。

○沢木政府委員 いろいろ試算はいたしておりますけれども、外務省としての固まつた考え方に基づくスケジュールというものは作成しておりません。

○二見委員 それでは話を變えますけれども、四十三年度の経済援助総額は十億四千九百万ドルで、DACのうちで第四位になつたと大々的に報道されております。GNPの〇・七四%に達した、かなり高率である、高い額になつておる、こゝろで、政府の援助額、これは四十二年よりもかなり減つてゐるんじゃないかと私は思ふのです。四十二年が三億四千五百九十百万ドル、四十三年は三億八百三十百万ドル、三千数百万ドル減つておるわけでありまして、これはどういふわけですか。

○沢木政府委員 これは、一言にしていえば、前年度の政府援助支出額がきつめて例外的に高かつたということでございます。その理由は、フィリピンの賠償の支払いが前々年度から前年度に落ち込んで、六七年の支出が高くなつたこと、それから、六八年におきましては、通常六八年度内に成立すべきインド、パキスタンに対する大口の円借款協定の締結が、先方との交渉でおくれまして六九年にずれ込んだという理由がございまして、六八年度の政府ベースの援助額が六七年度より減つたという結果になつております。

○二見委員 逆に言えば、日本の援助というのは、いわば民間ベースに全部おぼさるつたばなしで、政府としてはあまり積極的ではなかつたといふことであらわれませんか。私は思ふのです、が、そういうふうに酷評されてもやむを得ないと思ふのですが、いかがでしょうか。

○沢木政府委員 われわれといたしましては、最善の努力をしておるつもりでございますが、何ぶん相手があることでございます。それとの協定がとれないとか、あるいは合意に達しないといふようなことからおくれられる場合もございまして、一言にしていえば、ただいま先生がおっしゃつたような批判も、数字の上からはできるかと思ひ

ますけれども、今後ともそういう非難はこうむらないように努力していきたいという考えであります。

○二見委員 政府の経済技術援助の中で、技術援助に占めますけれども、これは大体どの程度のパーセンテージを占めておりますか。

○沢木政府委員 一九六八年度のDAC統計によりますと、わが国の技術援助額の二国間政府援助額に對します比率は四・四％でございます。同じ数字でDAC諸国の平均では二四・三％というところでございまして、これらの国に比べて非常に低いというところでございまして、したがっていまして、今後とも国内研修施設の拡充とか専門家の養成、訓練等、技術協力をささえる基盤の整備ということをやりまして、技術援助の充実をはかっているというふうに考えております。

○二見委員 日本の援助で従来からいわれていたことの一点は、技術協力が非常に低かったということじゃないですか。本来ならば、資本が行き、それに技術がフォローする、あるいは技術が行って、資本がフォローするという形ですね。いままでは、日本の技術援助が非常に低いというのが批判的になってた。当然おたくのほうとしては十分考えておると思いますが、これからどういう方向に持っていくんですか。何％くらいまで技術援助の割合を持っていくつもりですか。

○沢木政府委員 DACの対日年次審査におきましては、御指摘のように、わが国の技術援助が非常に低いという点が強く批判されております。しかしながら、技術援助というものは、なま身の人間を扱う援助でございまして、ただお金さえふやせば二倍にすぎない得るものではございません。やはり、専門家につきましてもいろいろ待遇の問題のみならず法制上整備すべきような点もございまして、かつ、日本人の専門家その他には、ことばの障害で、国内ではりっぱな専門家でありながら海外に出せないという方々も多々ございまして、予算とそういう人の補充の面と制度的な面が一貫して進まなければ、実際の技術協力援助

を質のよいものにしてふやしていくということは困難であろうかと考えまして、今年度予算は申すに及ばず、来年度も再来年度もそういう方向で全体の調和ある発展をはかっていきたいというふうに考えております。

○二見委員 通産省の構想によると、昭和五十年には二国間政府ベースの援助額の中に占める比率を二〇％くらいにまで持っていきたい、こういう構想があるそうなんですけれども、この点はどういうふうに了解しておりますか。

○黒部説明員 ただいま先生御指摘の数字は、事務方できりましたほんとうの試算でございまして、公式の通産省の見解ではございません。

○二見委員 通産省の見解じゃなくても、事務的なベースでの試算だとあなたはおっしゃいましたけれども、実際には二〇％が妥当かどうかわかりませんが、こういう構想は持っていてあたりまえじゃないですか。事務ベースでつくったならば、おたくのほうにそれを承知していたならば、外務省としても、このくらいまで持っていくこととか、いろいろ問題があるのは、私わかります。言語の問題もあるし、いろいろな問題があるのはわかるけれども、技術援助を積極的に進めようとするならば、昭和五十年にはこの程度まで持っていきたいとか、五十五年にはこの程度まで持っていきたいとか、そういう明確なプランがあつてあたりまえじゃないですか。その点どうですか。

○沢木政府委員 もちろんそういうふうな理想はわれわれも持っております。現在経済企画庁を中心に審議されております中期経済計画の手直し、あるいは対外経済協力審議会の技術協力小委員会における審議その他を通じて、われわれの理想を実現すべくいろいろ努力をいたしておるわけでございます。

○二見委員 それからもう一つ、日本の経済援助についていろいろ指摘されている欠陥は、相手の国のGNPをどういうふうにしたら向上できるかという観点に立つての国別の長期にわたる援助計

画がない。たとえばインドネシアに対しては、五年計画でこういうものをやろうとか、あるいはインドに対してはこうだとかいう、そういうところからして長期のプランがないということが、日本の経済援助に対する一つの欠陥としていろいろ識者からも指摘されておるわけです。それは、経済援助は相手のあるものでございまして、こちらでかかってつくって押しつけるわけにいかない性質のものだと思ひます。しかし、いままでのやり方というのは、向こうから要請があつた場合には応じましたという、いわば消極的な立場での援助だったんじゃないですか。むしろこちらからまさか押し売りするわけにいきませんしね。また、あまり露骨に話を持っていけば、イエローヤンキーだなんて悪口も言われるし、経済侵略じゃないか、そういう批判が出てくるのは私にはわかりません。その辺は慎重にしなければならぬと思ひますけれども、しかし、われわれがイエローヤンキーと言われるような欠点をなくし、経済侵略だという一回の質問のときには、阿部先生からの征伐、しかもセイは政治の政じゃなく征服の征だ、こういう批判もありましたけれども、そういう立場じゃなく、ほんとうに相手国の向上をはかろうという立場でもって相手国と話し合い、ある程度のプランは持っておくべきではないだろうか、私はこういうふうに考えるわけなんですけれども、いかがでしょうか。

○沢木政府委員 援助の長期計画化ということ、ピアソン報告の中でも非常に強く勧告されておりました。ただ、わが国の予算制度は、憲法によりまして、歴年、国会で審議を経て決定されるというところでございまして、その辺の技術的問題もございまして、その両者を含めながら目下われわれで検討を加えておるといふ段階でございまして、確かに後進国にとりましては、長い間の援助計画を示してやったほうが、先方も長い開発計画を立てられるという点でお互いに便利であることはお説のとおりでございまして、

○二見委員 いまの予算の問題は、ほんとうは政務次官が来ていれば政務次官に聞くつもりだったのですが、来てませんかやめますけれども、もう一ついわれていることは、日本の援助機構がいろいろと複雑だということです。一元化してない。おたくのほうでもそのことは痛切に感じている立場じゃないかと思ひます。経企庁のもとには海外経済協力基金がある。大蔵省のもとには日本輸出入銀行がある。技術協力については、外務省のもとには海外技術協力事業団があるというぐあい、いろいろと機構が分かれていくわけなんです。これがたして相互の連携がうまくいっているのかどうか。うまくいっていないといういままでの指摘でありますけれども、実情はどうなんですか。

○沢木政府委員 確かに機構が分かれておることによりまして不便もあるわけでございましてけれども、われわれは目下緊密なる連絡のもとに、大体大過なく事務を処理しておるんじゃないかと考えております。

○二見委員 実際は大過なく事務は過ございらないのです。その点にはあまり時間ありませんのでやめますけれども、イギリスには技術協力省がある。カナダには対外援助省がある。西ドイツには経済協力省がある。外国の場合にはかなりこういう問題については積極的な、しかも独立した省で互いに相互の連携がうまくいっているという答弁でありますけれども、実際はそうではない。それは局長の本音じゃないかと私は思ひます。そう言わなければならぬから言うんだらうと私は思ひます。だけれども、実際はうまくいっていないのは、現場の声を聞いてみればよくわかるはずであります。別に私、ここで局長にこれを聞いてもしようがないのですけれども、技術協力庁みたいなものを設けるといふわけではありませぬけれども、何かこういう機構を統合するような、一本化するような方向にこれから進んでいくべきじゃないだろうか。しかも、おたくが直接こういう問題にはいろいろと不便を感じるのですから、そういう点

はむしろ積極的に具申していったほうがいいんじゃないだろうか、こう思うわけですが、いかがですか。

○沢木政府委員 機構問題は内閣総理大臣の重要な問題でございまして、外務省がどうこう希望しただけでそういうふうにも動くものでもございせんので、政府の上層部においても、そういう点については、お気づきの点は御検討をなすつておると思ひますので、そういう検討を通じて今後行政機構を簡素化し、かつ能率的にしていけるのが自然の方向であらうかと考えます。

○二見委員 もう一つは、開発途上国の債務が累積しているという問題が起つております。そのために援助資金が元利返済のほうに回されるのではないかと、これは結構の心配をされておるわけですが、それは今後どういうふうにして解決していきまうか。それは向こうにとつてもかなり深刻な問題だろと思うし、こちらとしても、せいかく相手のためにこういういろいろな援助をしても、それが利子の支払いに回されたり元金の返済に回されたのでは、これは結局何の役にも立たないということになるわけですね。これについてはピアソン報告も何か言っているようでありまして、けれども、外務省としては、あるいは大蔵省としては、こういう問題はどうかどうに考えますか。

○奥村政府委員 開発途上国の債務の累積の問題はいろいろ原因があると思ひます。その一つは、国によって違ひますけれども、国力以上に借入れをする、こういうのが原因でございまして、あるいはその国のやつた、あるいはその借款をやつたプロジェクトというものが、これが実際上あまり効果的でなかつたという問題もございまして、それから経済開発計画、こういうふうな受け入れ国での政策というものが適当でなかつた、こういうふうないろいろな原因によるものであらうと思ひます。しかし、これは一がいにきめつけるわけにもまいりません。

そこで、私も今後の方策でございすけれど

も、やはり、今後開発途上国に対する協力にあたりましては、いろいろなプロジェクトあるいは商品援助、いろいろなものがございまして、受け入れ国の全体としての経済政策との関連等にもっと着目していく必要があるんじゃないだろうか。それと、国際機関がいろいろございまして、一国対一国の関係では、悪化しに良心的ないろいろな勧告をいたしまして、これはなかなかかちやんとそのまゝ受け取れないという場合もありまう。そこで、政治的に無色透明な国際機関というものがもう少し、いまま活動してございすけれども、もう少し前面に出て、足らざることを補つていく、こういうことも必要であらうかと思ひます。しかし、それでもなおこの借款の返済が困難であるという場合もあるかと思ひます。これはやはり債権国が国際機関を中心にして集まりまして、今後の再建計画をお互いに検討いたしまして、長い目でその後の発展をはかつてやるといふようなことも私は必要じゃないかと思ひます。問題は非常に根深いところにあるわけでございます。簡単に片がつかない問題でございまして、非常に長期的な視野を要する問題でございまして、一律的な方針でもつてこれを律するわけにまいりません。個々別々に、ケース・バイ・ケースに実情に即するようにならなければならぬ、というふうなことを考へております。

○二見委員 具体的なこまかい問題に入りますけれども、研修員と留学生の受け入れの問題です。日本は西ドイツやアメリカ、フランス、こういうところから比べるとかなり低い、こう指摘されているわけでありまして、これは言語と障害もあると思ひます。しかし、障害は言語だけなのか、あるいは最初からこちらに受け入れるワケが少なからぬのか、その点はどうか。

○沢木政府委員 主として研修施設の問題とか、これに対する研修指導員の問題とかいうふうな予算上の制約というものが大きいと思ひます。

○二見委員 研修員あるいは留学生の受け入れ、

これは多ければ多いにこしたことはないと思ひます。それで、実際に日本に来てゐる外国人留学生というのはいさゝか九千人くらいいる。そのうち大体三千人くらいは東南アジアからと聞いているわけですね。これは私費留学生も含めてですね。そのうち日本で国費でもって留学生を受け入れてゐるのは、東南アジアだけに限りますと大体六百人くらいじゃないかと思ひます。残り二千数百人というのは私費で来ているわけですね。というのは、それだけ日本に留学したいという希望があるということですね。だから、言語の障害はあるけれども、ワケを広げればもっとも留学生は来る、喜んで来るんじゃないだろうか、こう思ふわけですね。ワケが小さいとおっしゃいますけれども、今後の方向としてはこれはふやしていく方向ですか。

○沢木政府委員 今後の方向としてはふやしていく方向で努力いたしております。

○二見委員 それに関連しますけれども、ことし四十五年度から第三国研修を六名は外務省で計画されているのでありますけれども、この第三国研修はいろいろ問題があると思ひます。現在あるのも私は承知しておりますけれども、これはさらにこれからかなり積極的第三国研修というものは進めていく方針ですか。

○沢木政府委員 外務省といたしましては、今後第三国研修は拡充していきたいというふうに考へております。

○二見委員 それから、先ほど留学生はこれからワケをふやしていきたい、こういうお話でありましたけれども、日本に来てゐる国費留学生に対する支給額といふものは給与——何という表現をしたらいかがかわかりませんが、それは月幾らになつてゐますか。

○船後政府委員 国費外国人留学生に対する給与でございまして、四十五年度予算では、学部の場合は月額三万六千円、研究員の場合は三万七千円を予定いたしております。

○二見委員 四十五年度の場合には、留学生の場

合は一カ月三万六千円ですね。そして、研修生の場合は幾らですって、三万七千円ですか。

○船後政府委員 ただいま申し上げましたのは文部省所管でございまして、研修生ではございせん。学部が三万六千円、学部以外の研究員が三万七千円でございまして。

○二見委員 三万六千円で実問題、留学生が日本に来て満足な勉強ができるのかどうか。千葉大で留学生のストライキもありましたけれども、そういうことを考へて三万六千円かどうか。日本に来て十分勉強ができるかと思ふのかどうか。日本人であるならば、足りなければアルバイトもできるでしょう。だけれども、外国人であれば、アルバイトだつて決して日本人のように簡単にアルバイトに来るんじゃないかと思ひます。彼らにアルバイトに来るんじゃないかと思ひます。それが私は留学生のほんとうの態度だと思ひます。また、われわれ日本としても、その人たちは、日本に二年だか四年だかの滞在期間中に、思う存分勉強してもらつて向こうの国へ帰つて、そして向こうの国の役に立つよう働いてもらいたい、こういう気持ちがあつてやうに働いてもらひたい、こういう気持ちがあつてやうに働いてもらひたい。それが三万六千円でもって満足に勉強できるのかどうか。実情に合つてゐるのかどうか。千葉大のストライキを見ても、私はこれは決して実情に合つてないからこういうストライキが起るんじゃないかと思ひます。私は、留学生の場合、ワケをふやすというだけでなく、そういう面から考へていかなければならぬ問題があると思ふ。そういう点はどうか。

○船後政府委員 四十四年度は三万三千円にございまして、四十五年度は三万六千円に引き上げましたけれども、なおこの三万六千円のはかに、下宿する者につきましては日本国際教育協会から別途六千円宿舎の補助が出るわけでございます。合計いたしますと四万二千元になるわけでございます。この額がこれで十分だと思ひます。

○二見委員 四十五年度の場合には、留学生の場

けのものではないが、文部省とも協議いたしまして、今後とも充実につとめてまいりたいと考えております。

○二見委員 六千円の下宿料が出るのは私知っておりまして、実際六千円で下宿なんかできやしませんよ。いま東京都内だったら一万円くらいかかります。下宿料も出さなければならぬ、そういう実勢に見合せて支給してもらいたいと思はるうのです。いま六千円ではできませんよ。六千円といふのはいまから十年くらい前です。それは安いおんぼろの、いつかこれからはかわらないようなアパートであるならば、六千円でもいいかと思はるう。しかし、人間並みの生活をしようにと思はるう。六千円では足りないですよ。来年度といふか、四十六年度からは、少なくとも下宿料についてもそういう点は考慮していただきたいと思はるうです。そうして、どうせ来ているんだから、よかったですと喜んで帰るような境遇に置いてやるほうが、日本の将来にとっても、向こうにとってもいいんじゃないだろうかと思はるう。その点いかがでしょうか。

○船後政府委員 その点は、前回も堀先生から御指摘のあった問題でございまして、せっかくわが国に留学した人たちがございまして、帰国後は十分その国の経済発展に従事していただくと同時に、日本に対して協力的な人になっていただきたい、これがその目的であると思はるうので、御指摘の留學生の給与の問題につきましては、御趣旨を体しまして今後とも十分検討いたしてまいりたいと思はるう。

○二見委員 外務省のほうに、こういう留學生といふものは、研修員といふものか、そういう人たちの便宜をはからうために大学みたいなものをつくりたい、こういう構想があると聞いております。日本に来てそれぞれ大学に入れるのもいいけれども、言語の上でいろいろハンディキャップがあるので、日本の国内で工業大学みたいなものをつくって、そこに外国人留學生を全部――まあ希望者になるかどうかかわかりませんが――入

れて、こちらとして英語とかあるいはフランス語でもって講義をしていくようなものをつくりたいという構想が外務省にあると聞いておりますけれども、それはどうなつていますか。もしすでに構想があつたらば、それがどういふような状況で現在進行しているのか、その点を明らかにしていただきたいと思はるう。

○沢木政府委員 いろいろ議論の段階でそういう話も出ておりますが、省としてのまとまつた構想といふものはまだ完成しておりません。

○二見委員 省としてまとまつたものはないそうですけれども、考え方としては、外務省としては十分受け入れられる考え方ですか、これは望ましい方向と。私はこれを聞いたときに、非常に望ましい方向だと思はるう。できるならば積極的に進めたい、こう思はるう。どうか、いかに進めたい、こう思はるう。

○沢木政府委員 そういふふうな構想は、外務省内部のみならず、省外におきましても、きわめて有力な筋から、東南アジアの大学をつくるか、あるいは国連の大学を招致するとか、いろいろな構想がございまして、目下のところさういふふうな各種構想を整理いたしまして、できるだけ一本のまとまつた効果的なものを考えたいというところで、検討を加えておる段階でございまして。

○二見委員 それから、これは六八年度版の海外技術協力事業団の年次報告みたいなものですけれども、これにこう書いてある。相手国の経済開発、技術開発の政策に対して、直接助言、指示する高級ポリシーアドバイザーの派遣もほとんど行なわれていない。日本から専門家を相手国に派遣しているのは、いわば単発というやつであつて、局部的なものだ。そのために、専門家を派遣した効果も決して高いものではない、こういう意味だと思はるう。すけれども、その点いかがでしょうか。

○沢木政府委員 高級専門家の海外派遣につきましては、やはり給与の問題、あるいは実際さうい

う能力のある方が、国内において、すでに自分が生涯かつて勤務しようというような会社なり協会なり、そういうポストにおられまして、お願いしてもなかなか海外に出ていただけないということから、非常に充足が困難であるのは事実でございまして。しかしながら、一部タンザニアあるいはウガンダのほうには、さういふ高級な政府のアドバイザーとしての専門家が実現いたしております。今後とも、われわれとしては、さういふ要請がございましたときに、できるだけこれにこたえるべく、あらゆる手段を尽くしてまいりたいと思はるう。

○二見委員 専門家の派遣の件ですけれども、高級なポリシーアドバイザーがいけないといふことと、非常に局部的なものになつていふこと、いままでの数の専門家は派遣しているわけですが、その専門家を派遣した結果といふものを、もう一度ちゃんと洗い直して、さうして、できれば地域的にあるいは業種的に集中したほうがむしろ効果的ではないかといふ意見もあるわけですが、さういふ意見についてはどうでしょうか。

○沢木政府委員 日本は、現在世界じゅうの国といふことは、實際問題としては、現実的には困難であらうかと存じます。

○二見委員 これはケニアだと思はるうけれども、向こうの国鉄のゼネラルマネージャーとして日本の専門家を要請しているという話も聞いておりますし、もう一つ、ウガンダだと思はるうけれども、貿易公団でもゼネラルマネージャー、さういふものの要請もきいておられますか。

○沢木政府委員 ただいまお尋ねの貿易公団のほうは、ウガンダの話でございまして、これは専門家をすでに派遣しております。

それから運輸公団総裁のほうはタンザニアの話でございまして、これはすでに一名選抜いたしたけれども、適任者じゃないといふことで、さらに適任者を選ぶべく目下運輸省、国鉄その他と

人選中でございまして。

○二見委員 それから、専門家の派遣について、帰国後の身分保障制度がないといふことで、それも専門家があまり行きたがらない一つの理由だと聞いております。向こうに行つていふ間、国家公務員の場合には休職という形でいくわけですが、三年なら三年向こうに滞在していれば、その間は本俸は上がらないけれども、帰つてきたときにその分だけは、今度は一べんに上がるようになったといふ話も聞いておりますけれども、さういふ身分保障制度はやはり考えていかなければならない問題だと思はるう。特に、民間の人を派遣する場合に、帰つてきた場合に、ポストがなくなつて首になつていふ、あるいはやめて向こうへ行かなければならないといふ、いろいろな問題があるわけですが。

そこで、ひとつ提案したいのですけれども、年金制度みたいなもの、たとえばインドに五年間いたならば、何年以上いたならば年金を支給する、さういふふうな制度は現在あるんでしょうか。もしなければ、考えるに値するものなのかどうか、御検討いただけるものなのかどうか、その点はいかがでしょう。

○沢木政府委員 現在、専門家に就いての身分保障制度につきましては、六カ月ないし七カ月間、本俸の六〇%を支給するという身分保障制度が一部認められておりますけれども、年金支給的なものは、現在制度上はまだ認められておりません。

専門家の待遇改善につきましては、いろいろ予算の中でも、外務省といたしましては、一番力を入れて予算要求しておる点でございまして、ただいまお説のような点を考慮に入れますと、今後とも専門家の待遇の改善ということには努力してまいりたいと思はるう。

○二見委員 もう一度関連して伺ひますけれども、退職金制度、たとえば向こうから帰つてきた場合、休職して行つていふのなら別ですけれども、ある企業を退職して向こうに派遣されて帰つ

I M F協定にある思想でございます。もちろん、このドルの経済というものは非常に大きいことでありますので、ドルとの関係がどうであるかというところはやはり問題になると思ひますが、しかし、常に各国通貨相互間の関係というものをみて、そうしてもう一つは、基礎的不均衡があるかないかというところを見て、平価の変更というものが行なわれるというふうなことを考へております。

○二見委員 それから、マルクの切り上げがドルを基準にして行なわれたのじゃないかという、これはたしか神戸大学だつたと思ひますけれども、則武さんという教授ですが、この人の理論です。もしマルクがドルを基準にして切り上げが行なわれたのじゃなくて、金を基準にして考えたから、西ドイツの場合は、物価が上がつておるのだから、切り下げということが現実に行なわれていく、ドルを基準にして考えたからそういうことになつていく、こういう理論なんです、その点はどうですか。

○奥村政府委員 切り上げのときの考慮の中にはドルも入つておつたと思うのですけれども、ほかの通貨の関係も入つておつたというふうな考へるべきだと思ひます。

○二見委員 ドルが考慮に入つておつたし、ほかの通貨との関係も入つておつた。ただ、もう一面から言へば、ドルを考慮に入れておる。しかも、もしそのドルを考慮に入れるという考へ方がこれからは比重を増してくるとするならば、今後の円の切り上げにしろ、あるいはほかの各国の通貨にしろ、全部アメリカ経済との兼ね合いで見なければならぬことになるわけなんです。それを物価の関係から見ると、たとえばアメリカの卸売り物価の上昇率よりも低ければ——ただ単に一時的に低いということだけでは問題はないのであります。たとえば日本がこれから黒字基調を続けてきて、卸売り物価の上昇はアメリカよりも低いということになると、円が相対的にドルよりも強くなつたので、切り上げろという要請も出てくるんじゃないか。こういうことになると、逆にいへ

ば、アメリカの卸売り物価の上昇がここまで来ておるわけなんです。それを考えれば円が弱いのだ、それを下回れば円が強いのだというところになると、物価問題という立場から考へてみた場合に、もしそういう理論が成り立つとすれば、日本国内だけで物価を鎮静せよとかというところは非常にむずかしい問題だ。これはアメリカとの兼ね合いでもってやらなければならぬような事態にもなるのじゃないだろうか、こう思ふわけなんです。局長がおっしゃつたように、SDRというのは第三の通貨で、これを採用したことがドル本位制へ移行するものではない、それがはつきりしてくれば、それはまた別の問題になると思ひますけれども、そういう点の憂いがあるわけでありまして、その点いかがでしょうか。それだけをお尋ねして質問を終わりたいと思ひます。

○奥村政府委員 平価の問題が議論されるときにいつも起るの、経済運営の節度がどうかというところでありまして、為替平価だけでも一國の経済を操縦していくというところは非常にむずかしい。これは過去の歴史が示しているわけでありまして、切り下げをする国、切り上げをする国、それぞれ事情は違ふのであります。確かに一部の国では物価が非常に上がつてまいりました。ことに卸売物価が上がつてくる、輸出物価が上がつてくるというところで競争力が落ちてくる。その場合に、その国は、いまそのまゝにして置いて、よその國の通貨を切り上げてほしいというような希望の一部に出てくるというところも自然の形であらう。ときどきそういうことが起こつてきたわけでありまして、しかし、私も国際金融協力というものを、この十年あるいはこの数年間非常に深くしてまいつたわけでありまして、絶えずこの議論の中に出てまいりましたことは、経済運営の節度の強化、そういう意味で、いま御指摘の問題も、経済運営の節度を強化する方向で問題を解決していくという線ではなれませんし、私も主として、主張すべき点はこれからも主張していくというところがほんとうに正しい道じゃないか

ということを考えております。

○毛利委員長 堀君。

○堀委員 最近の日本の海外経済協力、特に発展途上國に対する経済協力というのは、これは経済協力というべきか、わが國の援助規模の拡大とか、こう書いてありますが、たいへん目ざましく大きくなりつゝある。大きくなることは私はけっこうだと思ふんですけれども、大きくなり方が少し早過ぎるのではないかと感じがちです。それは部分も指摘をしておきたいと思ひます。それは結局どういふことかといへば、各種の投資にしても、その他の問題が、あとで触れますけれども、多分にどうも、特に東南アジア諸國の現在のナショナルイズムとぶち当たつてゐる。こちら側は競争原則に立つて大いに向こうに物を売り、あるいは向こうから物を買つてゐるのだ、コモディティベースとしてやつておるのだから別に問題はないだろうという観点に立つと思ふのです。しかし、向こう側に見ると、資源をどんどん持つていかれる、あるいは経済的な支配力を拡大強化をしてきておる。言ふなれば、経済的な帝國主義によつて東南アジアが結果としては敗北をされるのではないかと不安、そのことはやはり、過去においてわれわれが、第二次大戦以來いろいろと誤つた道をたどつてきたことを、私は彼らの中に思い起こさせる非常に大きなモメントになりつつある、こういう感じがするわけでありまして。

そこで、ちよつと通産省に伺いたいんですけれども、現在東南アジア各國における直接投資というものは、一体通産省ではどういふ考へ方で見ているのか。投資の形はいろいろありましようけれども、投資そのものが、単にコモディティベースで、利益をあげることをための投資というものが先行する場合には、私はやはりいまのナショナルイズムと非常にぶち当たる問題があるのじゃないか、こういう感じがするので、通産省としては、いまの東南アジア諸國に対する日本からの投資についてはどういふ考へて見ておるか、また実態はどうなのかを、ちよつと最初に答へていただきたい

と思ひます。

○黒部説明員 東南アジアに對します直接投資、つまり合弁会社をつくるかあるいは直接事業を行なうかといふものの形態を見ておりますと、一番多いのがやはり、従来は製品を輸出しておつたものが、相手國がだんだん國産化の要望が強い。したがひまして、先方の適当な相手方と合弁会社をつくりまして、その製品をつくるようにしてやるという例が非常に多いと思ひます。その次に多いのは、いわばわが國の経済がいろいろな面で必要とする資源の確保でございます。典型的な例が、木材あるいはニッケルあるいは鉄鉱石あるいは銅鉱石といふような例になるわけでございます。こういうものは鉱業権の付与とか合弁会社の許可とかいふような面で、相手國政府の強いコントロールがあるわけでございます。先生御指摘のような、資源を収奪するといふような感情を与へてゐるのではないかと一層の御見解もあらうかと思ひますけれども、相手國政府の許可なしには事業ができません。資源を獲得するといふことは、産業が必要とする資源を獲得するといふ日本側の業者の立場、相手國側にいたしまして、日本の技術ないしは資本によりまして、眠つてゐる資源を開発してもらつたという利点があるわけでございます。その点が一致して合弁会社の設立が認められて事業が開始する、こういう形になつてゐると思ひます。したがひまして、あるいは先生の御指摘のように、利潤だけの目的で東南アジアに合弁会社を設立するといふようなケースもあるかと思ひますが、むしろ私が一番目にしますのは、相手國の國産化の需要に對しつゝ徐々に合弁会社によつて生産を開始していき、あるいは資源の開発に協力するといふような例のほうがはるかに多からうかと思ひます。

○堀委員 私はあとで外務大臣に入つていただいて、少し基本的な海外経済協力問題を論議したいわけですが、その背景となつておるところに、さつき申し上げた経済的帝國主義といふような問題、あるいは、たとえばフィリピン南部で

は、いま日本が木材を買取するためにどんだん山が裸にされつつある。私は、木材の需要そのものがある程度大きいことは、いまの日本の経済の発展状況から見てやむを得ないと思うのですが、どこかにあまり集中して、なるほどラワンはフィリピンに多いのかもしれない。しかし、どこかにあまりに集中をして、その地域に徹底してそうやって木材をとっていくことは、結局そういう地域において植林が十分されるわけでもないんじゃないかという気もする。そこがやはりきちんとして、程度計画的に、木材はとっていくけれども、同時に植林もして、その地域における国民が見て無理がない自然の姿だ、こう感じていければいいと思うのですが、おそろくどんどんとっていく。その他の地域でも、日本の漁業問題というのが常に外国との間で問題になるのも、日本の漁業が進出をしたところには、あとは何も残らなくなるというわけでもない、日本の漁業はともかく稚魚を含めて徹底的にとっていくという傾向がある。

だから、いまの日本の海外進出というものが、経済的側面だけが非常に前に出て、その地域における人たちの——特に私はこれまでいろいろな経済協力の問題を調べる中で感じるのは、東南アジア諸国におけるナショナルリズムというのは、ちょうど日本がかつて明治時代に持っていたようなそういうナショナルリズムに共通の非常に強いものがあるという、その点をわきままえながら、あまり急激な拡大でなくて、できるだけ広い範囲に徐々に拡大をする。特定なある一定の拡大が全体にきわめて分散をされておるならば、私は比較的問題はないと思う。どこかにある程度集中をしていくと、それは非常に目立つことになってくると思う。そこらに私は、やはり日本の海外に対する経済協力のやり方というものを、全体を見ながら、要するに適度なスピードでやっていくということが必要なんじゃないだろうかという感じがするわけです。

資料的に見ると、ものによってはたいへんな伸び率になっておるものがあるわけです。いいことですけれども、民間ベースの輸出信用なんかについて見ると、一九六三年と六八年と比べると五五二%という伸び率でありますから、伸びていくことはけっくこうだし、輸出信用を与えておること自身いいことだと思ふのですけれども、しかし、この輸出の裏には、やはりそれに見合うバランスのとれた輸入がないと、向こう側の諸問題としては問題が残ってくるのじゃないだろうか。日本はいろいろな面で最近の海外経済との関係というのは、輸入においても確かに私はいい姿があると思ふ。他の国に比べるといい姿であると思ふ。ところが、輸入の問題は、いまのように確かに日本は必要な資源の確保になっていくけれども、それとせつかく輸入をしておりながら、向こう側から好感を持って迎えられないような形があらわれてくる。とするならば、私は非常に問題があるのじゃないか、こういう感じがするので、まず何にしても、特に東南アジアに対する経済的な諸問題というのは、一面的には慎重に、一面的には計画的に行なっていく必要があるのじゃないか。そうすることなくしては、どうもせつかくわれわれの国の費用——費用という意味では直接のものも間接のものもありまされども、費用を使いながら喜ばれざる協力、これは協力ではなくなるわけですから、そういうことにならないようにする配慮というものがきわめて重要だと感じるので、伸びていく計数的な姿そのものの面ではこれはたいへんけつこうだ。しかし、せつかくそうやって伸ばしていきながら、連日のこれらの諸国の新聞から対日批判や警告が出るのはどうも浮かばれないという気がするので、通産省としてのそういうものについての考え方、いまあなたの言われたように、製品製造を向こうで合弁会社をつくってやるということはけつこうだと思ふけれども、おそろくかなり低賃金で向こうの人たちを使っておる。そうして日本から行つておる職員は高い給与だということが目前にあれば、やはりその国の人々は、必ずしも気持ちよく感じていないんじゃないかと思ふので、その点について

ちよつと答えていただいて、あと大臣の質疑に入りたいと思ふ。○黒部説明員 ただいま御指摘になりました点は、確かにわれわれとしても十分注意せねばならないことかと思ふ。ただ、蛇足ながら申し上げますと、現在インドネシアの木材開発には数社が合弁をし、事業をいたしておられます。また、その計画を持っておられるのがござります。インドネシアのほうの考えは、いまのところは経済開発を大いに進めてもらいたいという態度のようでござります。ただ、もし大規模に進めるならば、さらに木材だけでなくパルプにしてもらいたい、あるいは製紙工場を建ててもらいたいというような要望もついておりますので、日本の業者も、またわれわれも、先方のさような要望になるべくこたえるようにいたしたい。実現可能性のある計画であるならば実現をさしていきたい、かように考えております。

○堀委員 外務大臣にお越しを願いましたのは、実は現在私どもの委員会でもIMFに関する法律と、経済及び技術協力のため必要な物品の外国政府等に対する譲与等に関する法律の一部改正、この二法案を審議いたしておりますので、それに関連をしておつと越しをいただいたわけであります。そこで、最初に伺いたいのは、実は最近しばしばわが日本の新聞紙上にも出てまいっておるわけでありまされども、われわれがせつかく発展途上国、特に東南アジアの諸国に対して各種の経済協力といひますか、あるいは経済的な進出をしておることに対して、これらの諸国の新聞論調というものは、いまもちよつと申ししたのであります。が、経済支配を拡大してきているのではないのか、経済侵略ではないのか、資源の収奪をしていくのではないかという論調が強いわけでありまして、同時に、イエローヤンキーというようなことば、もう一つは、イギリスから出たことばでありますけれども、エノミツクアニマルであるといふような式の、たいへんわれわれとしては残念な

批判が非常にいま強く出てきておるといふのが、私は東南アジア諸国の現状のように感ずるわけでありまされども、これは、せつかくわれわれがこれから東南アジアにいろいろな意味で協力をしていきたいというときに、はなはだ残念なことでもありますので、大臣は大蔵省にいらして経済問題についてもきわめて詳しい方でありまされども、一体どこにこの問題があるのか、ちよつと最初にそれをお伺いしたいと思ふ。

○愛知国務大臣 私率直に申しまして、堀さんと憂いをもたしておるわけでござります。最近、開発途上国等におきまして、一面においては日本からの経済援助、技術援助を非常に要望しておられますけれども、反面においては、日本がわれわれの資源を壟断して、そして資本的に進出し、あるいは、ことばは悪いですけれども、収奪をする、そういう意図があるのではないかと、いろいろなことを、ちらほら新聞その他でも見受けまされ、非常に憂慮いたしております。

また同時に、もう一つは、政治的な利権でつながるおそれがあるのではないか、これは日本側に対する批判というよりも、むしろ自国側に対する反省や非難も含めてだと思ふまされども、大別してそういう二つの傾向は否定できませんので、この点については、心配すると同時に、対策をいろいろ積極的に講じています。

たとえば、これも相手国の協力と心からの理解がなければできないことですが、経済援助をやりまして、それがどういふふうに使われておるか、目的のとおり開発途上国の民生の福利向上のために的確に使われているかどうかという、いわば追跡調査ということが一つ必要ではないか。そういうことをやることにおいていろいろとまた具体的な反省の資料も出てくるであらう、かように考えまして、これは行つていただく人の人柄にもよりますが、なかなか微妙なところもござります。いままでのところ、まだ多くの調査団を派遣しておるわけではございせんけれども、十分目的を明らかにし、相手国の理解と協力によって、たとえば

インドネシアにおきましても、調査団を現在専売公社総裁になった北島君にお願いして調査をしていただいて、私は相当よかったと思います。それは調査の報告それ自体ももちろんであります。真剣なまじめな意図で日本として協力していこう、また、先ほど申しましたようなそういういろいろの批判が起らないように十分戒心していくべきであるという当方の意図もよくわかってくれているようにございますので、こういうことをやるのも一つだと思えます。

それから、もちろん計画自体を十分に、ほんとうに真剣に慎重に審査をしていかなければならない。このほうは各案件、プロジェクトが出るたびに十分配慮をして、かりそめにも非難が起らないようにいたしておるつもりでございますが、なお今後とも一そう注意をいたしたいと思えます。

それからもう一つは、少し政策的なことになりますけれども、二国間の援助というものももちろんたいへん必要なことだと思いますけれども、一つは、具体的に例をあげますと、アジア開発銀行というふうなものは、ただいままでのところ相当信頼を受け、また評判もよくなつておると私は思えます。扱った案件はまだ件数も少ないし、金額もまだそれほどはございませんが、要するに与える国が協力をして、地域協力に基づくプロジェクトを考へて、そこに金を出す。そして国際的な機構によつて十分審査をして投資をする。このやり方がいざ政治的には中立化されますし、それから、与えられるほうの立場からいっても、経済効果があるように合理的にやっていると。したがって、いわば一種のマルチプルの考え方でも申しましょうか、こういう方面への積極的な努力はやはり今後とも必要ではないか。そのためには、与えるほうの国もできるだけふやし、額もふやし、そして共同して低開発国に対する協力の実をあげる。このほうにも相当の比重を置いて考へるべきではないか。大ざっぱであります。そんなふうな考へております。

○堀委員

実はいま東南アジアの人たちがどんなふうと感じているか。私自身まだ参つたことはないのでありますけれども、われわれは東南アジアの諸君と皮膚の色においても、その他人種的にもきわめて近い姿にありますが。かつてこれらの諸国は白人支配の国であつたわけでありまして、けれども、やはり白人に対する現地人たちの感じ方とわれわれに対する感じ方は非常に違ふと思ふ。おそらく東南アジアの人たちは、われわれ日本人に対しては非常に親近感というか、やはりアジアの民族の一つとしてそういう親しみをもちたいといふベースがあるのだらうと私は思ふ。かつてわれわれがそれほど経済的に優位でなかつたときには、おそらく出かけておる人たちは、それほどに自分たちの経済的背景を意識しなかつたであらうと思ふのであります。最近の日本の目ざましい経済発展というもので、海外に出ておる人たち、それは商社であれ、あるいは合弁会社で行つておる人であれ、その日本人の人たちに、日本人の自分たちのほうが優位に立っているのだという意識が相当強くなるのではないか。同時に、その人たちに支払われておる報酬と現地の人たちが受け取る報酬との間にも大きな格差が出てきておるのだらうし、そのことがおそらく、白人であればそこまで反発がなかつたであらうことが、かえつて同じアジア人であるというために、そういういろいろな格差に対する反発というものが相当強いのではないだらうかという感じが一つはするわけでありまして。

そこで、この問題の一つの側面として、もう少しわれわれが、国内を含めて、いまの日本の経済の問題を基本的な考へてみなければならぬ問題がたぐさあるのではないだらうか。それは私は、いまの日本経済の発展は、ある側面としてはけっこうであります。日本の文化とか、あるいは日本自然であるとか、われわれ人間の生活という側面に対して、はたしていまの日本の経済発展というものがプラスかマイナスかという点を見ますと、私はどうも最近ではマイナスのほうが非常に多

くなつておるという判断であります。

これは、大臣もこの間万博へお出かけでありましたから、新幹線が京都の駅に入られるとすぐ目につくと思ふのでありますけれども、かつて京都の駅から見たのは本願寺やその他のお寺の屋根であり、静かな京都の町並みであつたわけですが、けれども、今日京都へ入りますと、非常に問題になりました例の駅前ホテルが何かの上に立つておるあのへんちきりな塔、あれがまず一番最初に目に入るのだとすね。ということは、最近の奈良だとか京都だとかいう、せつかくわれわれが過去の伝統の中から持つてきておるそういうよきものに対して、経済的な利益があるならばそんなことはどうでもいいのだというところで、奈良の近くにドリームランドとかいうものをつくつてみたり、せつかくわれわれが先祖から持つてきた日本の文化の非常にいいものを、経済の前には無力なものなのだといふいまの日本人の経済的な発想、これは私は国内的にも非常に問題があると思ふんです。同時に、それは自然に対してもたいへんな問題を提起しておる、私はこう感じてゐるのですが、こういうふうな国内においです利益優先といふすか利潤優先で、すべて力で経済がどんどん進んでいく姿は、おそらく東南アジア諸国においても、そんなに差がないのではないだらうか。それは、具体的な現象を見ておるわけではあつませんけれども、国内でこれだけのことをやつておる日本経済というものは、おそらく国外ではもつとひどいのではないだらうかという感じがしてしかたがないわけですね。

そうすると、いま日本が経済大国になつたことは、ある側面としては確かにいい点がたくさんにありますが、それは国内に対しては、国外に対しても、経済大国になつたがゆゑのロスが非常に大きくあらわれてきておるんじゃないか。で、それから、そのことはどこでコントロールするかといふ点、それはやはり政治以外にこれをコントロールする力はないのではないか。特に国内の問題は、われわれを含めて、政治家の責任であります。

すけれども、国外の問題となると、われわれも見たり聞いたりすることが十分ではありません。これはどうしても、特に外務省がそういう経済的な進出その他について、現地の国民の立場に立つて適当な助言指導を行なうことなくしては、この問題をコントロールする道はないんじゃないか、私はこう考へるわけでありまして、大臣は、いまの私の問題提起ですね、経済発展という問題と、文化の自然なり、われわれ人間の生活という問題とのかかわりにおいてお考えいただくかなければならぬ問題が非常にたくさんあるんじゃないか、こう思ひますので、それについて承りたいと思ひます。

○愛知国務大臣

まことにござつともございまして、先ほど海外経済協力の中で、主として投資というふうな関係を頭にお答えをいたしましたわけですが、同時に、たとえば貿易通商関係などになりますと、これは非常に率直なことを申すようでございますけれども、東南アジア地域においては、日本商品の広告ですね、これが非常に目につく過ぎる。それから、日本の優秀な働き手の壮年の人たちが、商社活動で――過当競争といふことも私は否定できないんじゃないかと思ひますが、働き過ぎると申しますか、現地の人たちの心持ちから見れば、非常に活発過ぎるという面も私は否定できないと思ひます。こういう点についても、~~政府~~としてはぜひいふん心配もし、また対策も考へておるわけでございます。

たとえば、ちよつと迂遠な間延びをしたお答えをするように恐縮なものでありますけれども、おもな商社活動あるいは日本の経済協力の比重の大きいところには、自然邦人の海外進出が多い。しかも壮年あるいは青年が多いわけですが、家族を連れていつて落ちついて生活をしてもらつていくことも、こういう面で非常に必要のことだ。そういう点から申しまして、やはり相手国の理解と協力がなければいけませんけれども、たとえば小学校の施設、こういうようなものにできるだけ骨を折る、あるいはまた、現地の学校に子弟が行き

ましても、日本語教育その他、将来帰ってきてからもおくれをとらないという日本人としての教育、そして活発に働くだんなさんが、家庭的にもやはり、ひとり者ではなくて、落ちついて働けるような環境と条件を整備してあげることが、案外私は必要なことではないかと思ひまして、そういう面では、予算の上におきましてもなかなかむずかしさがありますけれども、しかし、大蔵省の協力も得、あるいは教職員の関係などは文部省等の協力も得まして、だいたいこのころはよくなつてまいりましたように思ひます。それから、広告の問題などは、やはり商社あるいはメーカーの協力によるよりはかにございまして、これは規制する法制の問題じゃない、外国でのごときでございますから。こういう点については、やはりそういう人たちのビヘービアに期待するよりほかないんじやないかと思ひます。

なお、同時に、やはり技術協力という面が非常に大事なことでございまして、現地の人たちに技術とか、あるいは、いま文化というお話もございしましたが、そういうことも広義では入ることかと思ひますけれども、そういう面でも現地の人を助け、そして、これらの人たちがそれぞれ適地適業に企業を運営し得る能力あるいは技術開発をやり得る能力を引き出して伸ばしてあげようというふうな、じみちな努力が成果をあげるようにするのが、これからの行き方じやなかろうかと思ひます。

幸いに、先ほど申しましたような心配が非常にありますが、反面、日本のこの平和憲法のイメージというものは、私は非常に定着してきたと思うので、武力によつてどうされるというような心配は、これらの国々の人たちは毛頭持っていないと思ひますが、ただ、先ほど申しましたように、金の力で押しまくられはしないか、自分たちの働く場所がとられてしまふんじゃないかということが一番の注意すべき点だ。そこにやはり触れるような対策、そして心持ちを醸成することが必要だ、かように考えております。

○堀委員 いま大臣がおっしゃいました技術協力でありまされども、この資料で見ましても、技術協力というのは非常にまだわずかでございまして、一九六八年で千三百七十万ドルですか、というところで、伸び率としては少し高いですが、これはまだ全然過去にやつておりませんから高いだけで、これは非常にウェイトが低いんで、やはり、いまおっしゃる通りに、いかにして現地の人たちが、ほんとうに協力をしてくれ、よき意味のパートナーシップとして日本があるんだという立場が、すなわち理解されるようなやり方というものに比重をかけていかないとけないんじやないか、こういう感じがいたします。

そこで私は、やはり海外経済協力の問題というものは、基本的にはどうも民主主義という問題に關係があるような気がいたします。民主主義というものは、いろいろなありましようが、私がいま申し上げたいのは、こちらが大国で向こうは小国だという意識ですね。このこちらが大国、向こうは小国という意識は、今度はまた日本自身がそれを持つというところは、裏返せば日本より大きな国に対してはこちらが小国、向こうは大国という意識を持つという問題ではないのか。福沢さんの、天は人の上に人をつくらず、というところにもありますけれども、やはり私はその国と国との關係というものは、そういう民主的な立場といひますか、国が大きい小さい、あるいは経済力があるないにかかわらず、やはりよきパートナーシップを持つということにおいて初めて私は正常な両国間の問題が整えられるんじゃないだろうか。やはり、われわれ個人的な人間同士の間においても同じであるし、そのことは国の間においても同じだと思うのですが、私はどうもその点で、われわれ日本人の悪い癖は、少し力があると弱者の前ではいばるけれども、今度は力のあるやつの前には行くといへん萎縮するといふ傾向がある。その一つの典型が、私はいまの日米繊維交渉に非常にあらわれているような感じがしてしかたがないわけです。アメリカでは盛んにいま、日本はよきパートナー

シップということを言っておるわけですね。口では言っておるけれども、どうも私は、いまこの繊維交渉にあらわれておる姿というのは、やはり日本が東南アジア諸国に向かつてやつておる式の感じが、向こうが少しゴリ押しをしてきておるといふ感じがしてしかたがないのです。これは少し横道にそれてしまつても、海外経済の問題としては、一つの裏返つた側面のような感じがいたしてしかたありませんので、ひとつ大臣のお考えを少し承りたい。

○愛知國務大臣 これもごもつともな御見解であると思ひますが、同時に、日米關係というふうなことになるやうな、急激に経済構造が國際的に変わつてまいりまして、それに対処する兩國あるいは國民の気持ちというものが、パターンが変わつてきたのに対してまだ十分に適應されてないところがあるのではないかと思ひます。私は、今度の繊維問題につきましても、これも非常にざつとばらんな言ひやうなんですけれども、渡り合つて、理詰めで談判するといふのならば、こちらも大いにやりやうがあるわけでございますね。ところが、向こうが、いまお受け取りになつておるうちに、ゴリ押しと見られる向きもあるけれども、実はほんとうの腹の中からは、このくらいのことをやつてくれてもいいではないかといふやうな——いまよくケンドールという人の名前が喧伝されておりますけれども、彼に失礼かと思ひますけれども、日米の貿易だけの關係をとつてみると、まことに残念ながら、わが国は低開發國になつて、この実情はこれこれと云つて、たくさん数字も出して説明をされるわけですね。そういうふうに、たとえば対米輸出が年間十五億ドルとか二十億ドルとかの輸出超過といふやうな、こういうパターンになつてまいりますと、向こうのゴリ押しといふこともさることながら、何とかしてくれぬかといふことになると、かえつて扱いにくいといふこともございします。これは非常にざつとくばらんな話ですけれども……。

それで私は、こういうふうに経済構造が國際的に急激に変わつてきたことに対して、たとえば、これは日米間だけの關係を見ればそうかもしれなけれども、もう少し目を広く及ぼしてみれば、たとえばオーストラリアを一つそこへ入れて、この三角關係で見れば、ぐるぐる回りについて、日本はオーストラリアからは入超になつて、アメリカは出超になつてゐる。いろいろな急激に世界的に経済構造が変わつてきているといふことに注目して、そしてお互いに知恵を出し合つて共存共榮ができるやうにしようではないか、こちらはそのやうな態度に出しておりますが、何ぶんにも日本の成長がはなはだしきことを中心にして、同時にやはり、國際的にいふパターンが変わつてきたのでありますから、それに対処して、日本としては適切な知恵と努力を発揮しなければならぬのじやないか、そう思つておりますが、先ほどの御意見のとおりで、私どもとしては、それはともかくとして、開發途上國の人たちに対しては、あくまで謙虚に、押しつけで、アジアの日本人らしい謙虚な気持ちでやるべきだと痛切に私も感じております。

○堀委員 私は最近のアメリカの狀態をずっと見ておりますと、いま日本の繊維の諸君が、被害がなければ規制しなくてもいいではないか、こう言つておることは、私はやはり今後の経済外交の一つの原則ではないかと思ひます。本来この問題は、やはり二國間交渉の問題ではなくてガットの問題であるべきだ。特に、いま大臣がご触れになつたやうに、二國間だけで問題を見るといふことについては、いまの情勢ではいろいろ問題があります。もしこれを二國間でやるという先例を開きますと、それはいまのアメリカの産業構造から見まして、非常に高賃金と非常に物価高、いろいろなアメリカの経済諸条件から見て、實際の被害は立証されなにかかわらず、そういう被害意識の上に立つて、問題が次々と出てくる一つの端緒にこれがなりはしないかといふ点で、これは将来的に非常に重要な問題——単に繊維その

ものという意味ではなくて、日米経済外交上の非常に重要な問題になるのではないかと不安を感ずるは、これは重要な問題である。ですから、これは経済外交の基本的な姿勢としては、特に前段で触れましたように、われわれが、アメリカに對しても、同時に発展途上國に對しても、節度を持つことは、私は重要だと思ふ。

特に、数年前に私、海外に参りました。ちょうどドイツに日本製のナイフその他の食器類あるいはこうもりがさが幾何級数的にふえて、ラッシュのように入っていく状況のときに参りました。やはりわれわれは、どこに進出をするに對しても、そこにはおのずから節度がなく、発展途上國側は、その急激なラッシュに對しては恐怖心を覚えるであらうし、そのことは、いま先進國といえども、やはり恐怖感を持たれることに對してはよくわかるわけですから、そこに節度が必要だと私は思ふのです。しかし、われわれが節度を持つということと筋を通すということとは、これまた同時に並存していきませんと、われわれだけが節度を守って、筋のあることまでも譲歩をしなればならぬということでは、これはまた問題が残るかと思ふので、特にこれからまだこの繊維交渉問題というのには残っておりますけれども、そういう全体の海外経済に對する處理のしかたとして、ひとつは適度な節度を保ちながら、しかしあくまで主張をすることは、民主的な立場に對して對等の立場で主張することが、私は、よりよきパートナーシップを維持するための基本原則ではないかと、こういうふうにか考へますので、その点に對しての大臣のお考えを承つて私の質問を終わりたいと思ふ。

○愛知國務大臣 これもまことに適切な御見解で、私も同感でございます。先進國に對しても節度というものが必要だと思ふますが、しかしやはり筋道を立ててまいりませんと、今後のこともございませうし、それから特に繊維に對しては、やはり発展途上國、これが非常に大きな關係を持ちますし、日本の態度に對して非常な注目をしてい

る。あるいはヨーロッパに對し、あるいはいまではガットの有力な一員としまして、筋道を立てて處理しなければならぬので、そこで非常に苦慮しているわけでございますが、繊維の問題に對しては、前國會でありますけれども、國會の御決議もございませうし、それを十分体して……しかし、同時に、こういう状態が長く続きますと、國內的に見ても、繊維業界にいたずらに揣摩憶測が続き、不安を起すということも、これまた國益に反するゆえんであらうと思ふますが、何とかその筋道の立つた中で、場合によつては若干の互譲、妥協も必要かと思ふますが、十分そこを踏んまえて、まあ毎日毎日苦慮をしているようなわけでございます。いましばらく政府の善処に御期待をお願いしたいと思ふます。

○毛利委員長 午後二時再開することとし、暫時休憩いたします。
午後零時四十六分休憩

午後二時二十一分開議

○毛利委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。

質疑を続行いたします。竹本孫一君。

○竹本委員 國際通貨基金及び國際復興開發銀行——世銀、第二世銀と、この三つの機關はそれぞれの分野がはっきりしているはずだと思ふので、すけれども、大体どういふふうに分野が区分されておるか、並びにそれが現実の運用の面において、初期期待されたような分野を嚴格に守つておるか、その点に對して伺ひたいと思ふます。

○農林政府委員 広範な御質問でございますが、IMFは短期的に國際間の國際收支の不調、これがあつたときに融通し合うというところで活動しているわけでありませう。それから世界銀行、これは國民所得が一定額以上の場合、ただしなお開發途上にある國に對して長期的な資本を供給する

というところで動いているわけでありませう。第二世界銀行、これはIDAと呼ばれておりますが、これは一人当たりのGNPが三百ドル以下の場合、こういう國に對してはやはりその國の長期的な資金の需要、これをまかなうために活動しているわけでありませう。

○竹本委員 ありがとうございます。
そこで、この提案理由説明を見ますと、「昭和十七年八月、わが國が國際通貨基金及び國際復興開發銀行に加盟して以來、この二つの國際機關がわが國經濟の發展に寄与するとともに、世界經濟の成長と安定に多大の貢獻をいたしてまいりましたことは、申すまでもないところであります。」
こういうふう書いてあります。わが國の經濟の發展にどういふ寄与をしたか、お伺ひしたいと思ふます。

○農林政府委員 IMFにつきましては、日本はいままで四回にわたつて、日本の國際收支が困難におちいりましたときに協力を受けたのであります。第一回は昭和二十八年、金額で一億二千五百萬ドルを引き出してあります。それから第二回は昭和三十三年、これはやはり同じ金額一億二千五百萬ドルを引き出してあります。それから、直接引き出しではございませぬけれども、日本の國際收支が先行き非常に不安定の要素を増してまいりまして、いつでも引き出しができるようにというこで、スタンバイ取りきめというものを結んだことがあるのでございませう。これはスタンバイ取りきめを結んだだけで、実行はいたしませんでした。この額は、御参考までに申し上げますと昭和三十三年に三億五千萬ドルでございませう。昭和三十三年にも同じく三億五千萬ドルのスタンバイ取りきめを結んであります。なお、世界銀行についてもお尋ねがあつたのでございませうが、世界銀行は、日本の借り入れ総額が八億六千三百万ドルでございませう。昭和二十八年から四十年にかけては借り入れをいたしておるものでございませうが、ちなみに四十四年末の借り入れ残高を申し上げますと六億五千六百万ドルでございませう。

○竹本委員 ありがとうございます。

IMFの第一の目的を見ますと、國際貿易の擴大、均衡のとれた増大といったようなことが書いてあります。このIMFもそういう意味で、貿易の擴大という方向にいくことをねらいとしなければならぬのだと思ふますが、最近のアメリカの繊維の自主規制に對しても、あるいはビノナカのケネディラウンド三年間お預けといったような動きを見ても、必ずしもこの有力なメンバーであるアメリカの動きというものは貿易の擴大の方向には向いていない。むしろ自分の國の地盤沈下というものを防ぐためには逆にこれを制限するといふような方向に動いておると思ふますが、政府はどういふふうに見ておられますか。

○農林政府委員 戦後、アメリカは長い間にわたつて自由貿易主義を標榜してまいりました。日本がいま輸入の自由化等についていろいろと話があるわけでございますが、わが國もまた國力の伸張に應じて、いま自由化という、自由貿易主義というもので進みたいといふことでございませう。ただ、國によりましていろいろとまた過渡的な摩擦が起つておることも事実でございます。私どもの見る限り、アメリカもいま特定の産業に對しては競争力の問題等がありまして、困難があるように聞いているわけでありませう。日本に對しては、いまのように日本の國際收支あるいは國民所得、日本全体の國力から見ても、もう少し日本のはうが自由化をすべきではないかという議論もかなり多いのであります。私も長い間、戦後の復興から今日に至つたわけでありませうが、その間の過程を顧みまして、だんだんと日本の國力のふえてきておる。したがつて、いまの私どもの段階というものは、日本は國內のいろいろの問題もございませうが、この調整をはかりながら、もう少し輸入の自由化といふことに進んでまいりませうと、私どものほうもまた他國に對して強い要求をすることもむづかしいといふことに相なるかと思ふます。非常に相關關係のある問題でございませう。

○竹本委員 政務次官に伺いたいが、いまの答弁では、日本の自由化がはかっている、これは私はそのとおりだと思ふ。大いに自由化しなればならぬと思ふが、アメリカの最近の動きというものは心ずし自由化の方向に向いていない。繊維の自主規制でも、先ほど言ったピアノにしてもあるいはその他の項目にしても、さらにはもつと産業分野を広げ、製品種類を広げて規制をしていこうという動きが非常にある。予算委員会においても私はこの点をだいに強く質問をしたのですけれども、そういう問題に対して、こちらのほうが自由化をしましよ、それからまた自由化の大きな流れには大いに協力をしましよと言ふことも必要だけれども、御本尊のアメリカのほうがかつてなことをやっておるといふことについては、政府の腰は少し弱過ぎると思ふのだけれども、アメリカのそういうケネディラウンドを、ピアノも三年間お預けしたでしよ、今度は繊維も自主規制だといふて、自主規制というものは、業界なら業界が自発的に規制するのが自主規制であつて、アメリカがワクをきめたり、品目を指定したり、数量を指定して、それで自主規制なるとはばけた自主規制は世界じゅうにないのです。そういう行き方に対して政府は一体どういふふうと考えておられるかといふことを伺つてゐる。

○中川政府委員 最近アメリカがかなり強い態度で出てきておることは御承知のとおりであり、政府としてもこれらの態度に対しては、日本の国としては国としての主張を続けておることも御承知のとおりであります。それでは、アメリカが特に最近強くなつたといふことでありますが、ニクソンが大統領選挙のときに約束したとかしないとかいふようなこともあるいは、あるのじやないかと思ひますが、繊維くらしいのものでこれくらい強いといふことについては、私も御指摘のような感じもいたします。いたしますが、向こうの国内には国内の事情もあることでありますので、それを勘案しつつ、やはり強力に日本の立場を主張して、竹本委員の御指摘のとおり、世界はいまや貿易の

自由化で、貿易の拡大をはかろうといふことでありますから、主張を続けていき、この壁に屈しないようにひとつ努力すべきものであらう、このように思ひます。

○竹本委員 念のために申し上げますけれども、たとえ繊維製品協定が期限がくる。イギリスの場合には自分のほうで構造改善をいつときやるからしばらくの間待つてくれ、それができたら必ずあとは自由化をします、こういうような考え方だから、ある意味において前向きだと思ふんですね。ところがアメリカの場合には、地盤沈下という決定的な問題が私はあつたと思ふんだけれども、それにしても、恥も外聞もなく、これも規制、これもストップ、そういうことをやつて、そして日本のほうは最近の段階においては、互譲の精神だといふことで、ごまかしだけをしようといふような動きすら見られるんだけれども、ここはその問題の委員会でないから私はこれ以上言おうと思ひませんけれども、基本的な考え方として、このIMFにしても何にしても、すべてがみんな自由貿易の方向へ向いていこうといふ、そのために協力しようといふ法案を審議するときに、政府の基本姿勢において、アメリカのいまのやり方は間違つておるといふことはつきりしないままに、ただ法案だけを事務的に審議してみたら、これはナンセンスだといふ意味で、私はもう一度政務次官に、前向きに努力をするからしばらく待つてくれといふならまだ話はわかりますよ。それを何もやらぬといふて、ちよつと自分のほうで地盤沈下をしたから、あるいはニクソンにおいては自分が選挙公約をしたから、そのしりぬぐいは日本の繊維産業がやつてくれなんてことは不届き千々なやり方だ、そういうものに対する折り目けじ目をつけないうちに、ただ自由化は自由化の問題として事務的に進めていくといふのはわれわれは納得できない。その意味でもう一度……

○中川政府委員 その点につきましては、われわれも同じ考えを持つものであります。それはそれがなによりアメリカに対して交渉を続け、かたがた

御審議いたしておりますIMFの、あるいは経済協力体制の拡充というものはやはり並行して進めていくべきものではないか、また、それらをやつていくことによつてアメリカに対しても強い発言権を持つ場もできてくるであらうと考えますので、両面並行してやらしていただきたい、このように思ひます。

○竹本委員 この点は、ひとつ筋を通すことをがんばつていただきたいと要望を申し上げて、次にまいります。

○奥村政府委員 いままでも日本の理事は、日本の最近債権国になつたその立場を踏まえて、主張すべき点を十分主張してまいつたのであります。いま御指摘の点につきましては、いろいろと申し上げることはたくさんあるんですが、一番何が大事であるかといふことになりまして、私は、いまの国際通貨制度で一番大事なことは、主要国が経済運営の節度をよく守つて適切な経済政策の運営をする、こういう精神で日本としては発言をやらしていただくことだらうと思ひます。

○竹本委員 ちよつともう少し正確に詳しく言つてください。

○奥村政府委員 いまの一言で私は日本の立場は尽きておると思ふのですが、もう一べん申し上げますと、国際通貨制度といふものの運営の根本は何か、いろいろと技術的な点はあろうと思ひますが、日本がこれまでやってまいりましたように、経済の運営節度を十分守つてやるように、これは世界の主要国の国際的な義務であります。そういう点を今後とも日本は主張してまいりたい、これが根本であらうかと思ひます。

○竹本委員 節度ある運営によつて、通貨の安定もはからねばならぬといふことのようにあります。この問題についてはあとでまたアメリカの問題等を少し質問したいと思ひますが、その前に、今回七十五億五千万ドルという大幅な増資をIMFがやる。日本も四億七千万ドル出すといふことでございますが、現在までのところでIMFのごやつかいになつて一番大口の引き出しを行なつてゐるのはどれだけの国であるか、五つばかりあげてもらひたい。

○奥村政府委員 いろんな計算方法がございまして、一番御質問に合うのはどれか存じませんけれども、現在IMFから引き出しを行なつてゐる国は全部で四十九カ国でございます。引き出した残高が五十二億八千万ドルでございます。このうちで四十一カ国、これはいわゆる開発途上国でございます。先進工業国で引き出ししてゐるのは、イギリス、フランス、デンマークでございます。

もう一つ数字があるのでございますが、IMFが創立されてから以来の引き出し累計、これを見ますと、先進国は百三十三億ドル、開発途上国は五十五億ドル、それから先進工業国といわれぬ他先進国といふのがございまして、これが十四億ドルでございます。

○竹本委員 その中でアメリカとフランスの話を少し聞きたいと思ふのでありますが、アメリカのほうはいま数字をあげられなかつたが、全然ないといふことですか。

○奥村政府委員 アメリカは、先ほど数字をあげませんでしたのは、いま現在の残高においてはIMFから資金繰りをしていないといふことでございます。ただ、いままでの歴史を振り返つてみますと、二百二億ドルが利用されたその中において、アメリカは約十八億ドル、正確には十八億四千万ドルを利用しております。現在は残高はないわけでございます。

○竹本委員 フランスは次々にあらゆる方法を尽くしてやつておるようですが、最近はどう

ですか。

○農林政府委員 現在のフランスのIMFの資金の利用残高は七億五千四百二十万ドルでございます。ちなみに、過去IMFの創設以来フランスが利用した総額は十七億六千四百六十万ドルでございます。

○竹本委員 次にSDRの問題にひとつ触れておきたいが、この制度を創設するときいろいろ議論もありましたけれども、その後の運用の実際を見ると、当初考えたものとういう点が違ってきておるか。それから現在の運用については後進国からいろいろ注文が出ておるようでございますけれども、問題点とういうのはどういふものが出ておるか。

○農林政府委員 現在、SDRという制度が実施せられてから、これは一月の一日からでございます。まだそれほど日がたっておりません。この問題についてはいろいろ検討し意見を述べるといふことは、もう少ししばらく時期の経過を待つほうが適切ではないかと思っております。ただ御質問の趣旨をそんたくいたしまして、どの程度このSDRがいままで利用されたかというところでございますけれども、この一月じゅうにSDRを使用いたしました国、これは合計十三カ国でございます。SDRを使用いたしましたときは、御存じのように、IMFにその旨を申し出まして、IMFのほうでは、俗なことばで申しますと国際収支のよさそうな国にSDRを差し向けるわけでございます。十三カ国が八千九百四十万ドルというSDRを使用いたしました。SDRを差し向けられた国が十一カ国で七千七百四十万ドルでございます。IMFが出しました額が千二百三十万ドルというところになっております。

○竹本委員 それらの十三カ国はどんな国かというところ、そういう国がSDRを利用する場合に制限とか規制とかいふものは全然ないのかどうかというところについて伺いたい。

○農林政府委員 使用国の国名でございしますが、十三カ国の名前を申し上げますと、ギリシア、コ

スタリカ、ドミニカ、ハイチ、イスラエル、アラブ連合、ビルマ、セイロン、パキスタン、フィリピン、シエラレオネ、スーダン、チャド、この十三カ国でございます。SDRというものは無条件引き出し権でございます。制限はございしません。使用についての制限はこの場合かつておりません。

○竹本委員 SDRの使用については全然無条件ですか。いま無条件という話でしたけれども。

○農林政府委員 SDRは、国際収支上その必要があるときに使用するということになっております。国際収支上その必要がないときには使えないという意味の条件はございします。

○竹本委員 国際収支上ということで、たとえばその金が短期であるか長期に焦げつくか——焦げつくと言ふことばは悪いかもしれませんが、そういう点についての配慮、問題点はないのですか。

○農林政府委員 短期であるか長期であるかによる区分はございしません。

○竹本委員 先ほども言いましたように、これはできるときには、アメリカのドル不足をカバーすることになるんじゃないかという議論がいろいろ行なわれた。アメリカは、いま御報告にもありましたが、たいしたことはない。主としてギリシアとかフィリピンとかいうところで使われておるといふことでございます。当初の話とだいぶ違ふように思ふのだけれども、運用の面で何かそこに問題は出てこないのかという点はどうなんですか。

○農林政府委員 私は事実を申し上げたのでございまして、これはまだ一カ月しかたっておりません。この問題についての評価はもう少ししばらく時をかきなければ、ほんとうの意味の御質問に答えるような客観的事実、判断する材料というものは出てこないのではないかと思います。ただ、この制度はアメリカのドル問題を解決するためにできたのではないかと批判があったのでございします。が、しかし、少なくともこの一月に関する限り

は、そういうふうな意味の状況とういうのは起こっていないというところは確かでございます。

○竹本委員 IMFの今回の増資の払い込みについて、金が十九億ドルとか二十億ドルとかいうお金のだけけれども、その金はどこからどういふふうにして持ってくるつもり、あるいは見通しであるか、その辺をひとつ。

○農林政府委員 今回払い込みますIMFへの払い込み額の中の金の部分については、アメリカからこれを購入して払い込む予定でございます。

○竹本委員 時間がありませんからまとめて聞きますが、アメリカはいま金が幾らあるのかとういことが一つ。その中からそういうふうにして用立てていくと、あとの問題はなにかとうい問題が二つ。同時に、時間の節約で申し上げますが、この前やりました金の二重価格制といいますが、それは今後見直しはどうなるかとういことの三つをひとつ伺いたい。

○農林政府委員 アメリカのいま持つております金は百十八億ドルでございます。

次に、あとの問題はなにかとういことでございしますが、先般の南アフリカの問題、新産金の売買問題等も確定いたしましたので、これから先はこの問題はわりあい円滑に推移するのではないかととういようなつもりでございます。

それから第三に、二重価格制の問題でございしますが、これは御存じのように最近のロンドンの金市場価格は三十五ドルを割るに割る、あるいは三十五ドル十セント、二十セントとういようなところを動いておるわけでございますが、当初の目的からしますと、別に三十五ドルでなければならぬ、三十五ドル付近でなければならぬとういことは全然ないのでございすけれども、そういうふうな状態を推移しておるわけでございます。ワシントンコミュニケで発表されました金二重価格制度とういものは、私どもは、いままでも順調に動いてまいりましたし、これから先も、いまの状況から判断いたしますと順調にいくのではないかととういふうに考えております。

○竹本委員 次に、経済技術協力の問題について、二つほど伺いたいですけれども、いままでこの線で海外協力をしたものはどういふ種類のものが多くて、総額においてどのくらいになっておるかという点をまず一つ。

○農林政府委員 御質問の意味がよくわからないのでございしますが、いままでこの分野でとおっしゃいました、この分野とういのは……。

○竹本委員 経済技術協力。

○農林政府委員 経済技術協力全体でございしますか。

○竹本委員 そうです。

○沢木政府委員 一九六八年度の援助総額は十億ドルでございまして、政府ベースの援助がそのうちの三億五千七百万ドル、民間ベースの援助が六億九千二百百万ドルでございます。政府ベースの援助を形態別に御説明申し上げますと、二国間贈与の中には賠償、無償経済協力、技術協力等がございしますが、そういうふうな二国間の贈与と、政府貸し付けといたしまして直接借款、再融資、整理信用、それから国際機関への贈与、出資等がございします。民間ベースの援助としまして六億九千二百百万ドルの内訳は、直接投資が一億二千二百百万ドル、輸出信用が五億六千九百万ドル、概括いたしました六八年度の実績はそういうふうになっております。

○竹本委員 経済技術協力のため物品を与えたものはどのくらいですか。

○沢木政府委員 従来までに約三十七億円相当の機材が供与されております。

○竹本委員 これを承けて終わりにしたいのだけれども、物品の贈与とういようなものは、それぞれの国から言ってきたものをただ受けて与えるとういことだけで、それは審査をされるわけではないうけれども、やられておるのではないか。日本の東南アジアに対する一つの大きなビジョンなり大きな計画なりとういもの、構想なりとういものがある、こちらから、もらいに来てくれとうい催促をする必要もないかしらぬけれども、大体

相手方の国から大きな排撃運動が起きてくるという結果に終る危険性もあるんでないか。国民の税金を使って金を出しながら、その背景にいまわしいものがくっついて結びついていくと、それに対する憎しみが増大して、そうして結局思わぬところで、予測しないところで投資した金は無になつてしまつて、その国のために若干なつておるかもしれないが、総体の上では無になつてしまつて、そういう体制を排撃するという意識が相手方の国に高まつてくる、こういう点も見受けられるのですかね。どうですか、そういう点はこういうふうに考えておられますか。

○沢木政府委員 ただいま本委員会で御審議いただいております法律、この法律を適用して行ないまするような援助は、被援助国の産業の開発、または経済の安定あるいは技術水準の向上に資するのための協力でありまして、特に無償あるいは時価よりも低い対価で相手国に与えるということが妥当だといふものに限られております。したがつて、いまお説のような、通常の企業進出あるいは企業活動の伴うような場合にこの法律を適用するといふことでは全然ないわけでございます。やはり、いろいろ経済関係が相手国と密接になつてまいりますと、貿易、人の交流、商品の交流、いろいろな面が起きてまいりますので、その中にはいま言われましてような非難を招くようなケースもないわけではございません。したがつて、政府としては、すべてのそういう面について、わが国の善意が理解されるように、あらゆる面を通じて指導あるいは協力をしていきたいというふうに考えておるわけでございます。

○美濃委員 相手方の国に善意を理解するというのは、どつちを向いて理解するのですか。そういう日本人として、将来、国際間にこういう国民の税金で多額の援助をしながら、それが無になるような行為をするものに善意を理解して、直ちに法律をつくるつくりぬは別として、善意を理解せしめて、そういう日本人そのものの行為をやらさぬようにするのか、それとも相手方の国に、そういう行為があつてもがまんしないといつて善意を理解するのですか。そのどつちなんです、その善意を理解するといふのは……。

○沢木政府委員 私の言ひ方が誤解を招きましたようでございますが、相手国に対して日本の善意を理解してもらふようにつとめるということでございます。

○美濃委員 そうすると、あなた自身も言われておりました、日本人自身がこういう密接な経済援助をすることによつて、相手方の国との往来も、人のつながりも強くなる。そういう中から、取引の面やあるいは事業の面を通じて、好ましくない、そういう私が指摘したような面が出てくるのだ。あなたも言いましたね。そういう面はそのままにしておくのですか。それはひとつその陰に隠れて日本人は大いにうけなさい、こういうお考えですか。

○沢木政府委員 多数ある経済交流の中でそういうものも出ておるといふ事実を申し上げたわけでございます。わかれわかれといたしましては、そういう面ができるだけ出ないように、かつそういう行為に及ばないように指導するのが政府の立場であらうかと存じております。

○美濃委員 しかれば、具体的に指導とか、現在までとつてきた態度、さらにこれからどうとするとどういふことを具体的にやつて、どういふことをやろうとするのか。そういう国際間のやり明る世界関係をつくるために——日本人が行なつて、善良な日本人もその巻き添えを食つて、国際間から日本、日本国が非難されるような悪徳行為を、どうやってそれを確実に指導してそれをなくしていくか、どういふ方針ですか。いままでどういふことを具体的にやつてきたか、これからそれをどういふふうにやつていこうとするのか。

○沢木政府委員 これが対策は非常に広範な面にわたりますので、これは単に外務省のみでなく、関係各省も、それぞれの分野におきまして民間と接触する際、あるいは海外におきまして接触する際、それから日本の一般の世論に訴える面もござ

いますし、広報活動その他あらゆる面においてそういう努力をやつていくはかないというふうに考えておる次第でございます。

○美濃委員 通産省の黒部部長さん、おいでですか——では、この問題は通産省の黒部部長が来るまで、通産省の考えはあとに保留しておきたいと思ひます。

この援助の中で、文章の上では、どうせ援助額のうちですら、今回の物で援助する中で船舶、建物、ふやそうとしておりますが、これはその理由づけの中で、病院とか、概して公共施設のよ

うなものを対象にうたつておりますが、これは相手方の国が、工場の建物をつくつて、機械は当然いいわけですから、セットで——日本にそういう法律ができて、建物も援助の中へ含めてもらえるのであれば工場を、たとえばその国へ日本が主として輸出しておるようなものの工場を、自己生産してその経済体制を高めたから、いわゆる建物を含めたセットで工場をつくつてくれ、こうなつた場合、それも入るのですか。単に、建物というのは学校とか病院とか、こういう公共物のみにとどめるつもりなのか。そういう工場をセットでつ

くつてくれといった場合も、それは考えておるのか。

○沢木政府委員 現在この法律を適用して行ないます援助は、被援助国の産業の開発または経済の安定、あるいは技術水準の向上に資するための協力でありまして、それが特に無償あるいは時価よりも低い対価で行なうことが適当と考えられるものに限定して行なつていきたいというのが考えでございます。したがつて、通常の企業活動を援助するような場合は、この法律を適用するのには適当でないと考えております。

このような観点から申しますと、ただいま仰せられました工場のセット輸出というような問題は、本法律の適用の対象にはなりがたいと思われ

ますし、また実際に有償の援助をやつたほうが、そういうふうな企業を健全に運営するためにも、

かえつてそのほうが後進国のためになるのではないかと

いふふうに考えておる次第でございます。

したがつて、どうしても人道的、社会的インフラストラクチャーというふうなものが、おそろ

く中心になつていこうかと思ひます。

○美濃委員 いまの、もう一べん確認しておきま

すが、そうするとこれは、お話がありましたよう

に、公共もしくは公共に準ずるものであつて、企業

的なものはこの対象にしない——船舶はどうな

ります。船舶はやはり公共性ですか。いわゆる運

賃を取つて輸送するといふような船舶会社のもの

は含まれていない。たとえば監視船とかあるいは

試験船とか、そういうやはり公共的船舶ですか、

これに該当するのは。

○沢木政府委員 現在具体例がございませんで、

将来にわたつて予測することはきつて困難でござ

いますけれども、そういうふうな商業運用をする

ような船舶が含まれることはおそろくあるまいと思

われま。

○美濃委員 おそろくあるまいという答弁ではちよ

つとおかしい。そこはやはり、おそろくあるまいで、

ある場合もあると解釈するのですか。行なわれる

場合もあるといふのか、それともないといふのか。

○沢木政府委員 商業的用途に供せられるような

船舶はないといふふうに言い切つても差しつかえ

ないと思ひます。

○美濃委員 それでは黒部部長さんが見えたよう

でありますから、そこで相談して、再質問いたし

ませんから、どういふ方法でやるか、それをひと

つ、通産省としての見解を承つておきたいと思ひ

ます。

○黒部説明員 時間におくれましてたいへん失礼

いたしました。

最近、特に東南アジア方面で、エコノミックア

ニマルあるいはイエローヤンキーというふうなこ

とばで批判が高まつているように思ひますが、こ

れにつきましては、かの地に駐在しております日

本の業者の方々の態度とか、あるいはまた日本の

第一類第五号 大蔵委員会議録第十五号 昭和四十五年三月二十四日

一七

事業が海外に進出しておるわけでございますが、かなり短期間の間に急速に数がふえておるといふような面もありまして、何か経済的に侵略されるのではなからうかというやうな感といたした不安というところもあるかと思ひます。かてて加えて、日本の貿易の態度あるいは日本商社の態度は物を売り込むことに熱心で、自分らの要望する品物を買ひつけるというところは熱心ではないのではないかというやうなところもあるわけでございす。現に、タイと日本との貿易は年々たいへんな伸び方をしておるわけでございすが、輸出と輸入を比較いたしますと、二・五対一というやうな比率になっております。東南アジアの国全部がそうではございません。輸入超過の国もございすけれども、輸出超過の国もかなりある。しかもその貿易のアンバランスがますますふえるというやうな状態でありす。

したがしまして、私どもの考えをいたしましては、まず東南アジアから買ひ得る品物をどんどんふやしてまいりたい。その点でどういふ品物かという点になります。とりあえず買ひ得るものという点になれば一次産品で、しかも日本国内の産品と競合しないもの、こういうものをどんどんふやしてまいりたい。たとえばトウモロコシ、コーリヤンでございすが、これは現在半分以上のものは米國その他の先進國から輸入してゐるわけでございす。輸入の毎年の伸び率が高いわけでございすが、しかもそのやうなものは、東南アジアでも十分適地があるわけでございす。適地でありながらその輸入がふえない、これは技術の問題とか流通の問題とかいろいろあるわけですが、その辺を國のほうで何らかの助成をいたしまして一次産品の輸入をふやしてまいりたい、こういうことで一つはかの國の要望にもこたへたい。

第二には、日本の出ていく企業、業者の態度でございす。これにつきましては、先般来当委員会の諸先生方からも御指摘がありましたやうに、とかく何と申しますか、見下したやうな態度であ

るといふことがどうも問題を起すやうでございす。経済協力、もっと具体的に申し上げますれば、合弁会社を設立して非常に感謝され、成功している例がむしろ現在はいくつかございすけれども、その成功の中には、実は日本の代表者と申しますか、あるいは工場長と申しますか、そういう方の、派遣された人の人柄に非常に負うところがあるやうな例も聞ひました話でございすが、たとえば白人の技術者の場合は、その現地職員の下級技術者を同席させなかつた。ところが日本の進出企業では、現地人の、まあ下級技術者を同席させて、同僚として扱つたというところで、日本の企業に對しまして非常に感謝しておる。それがまた非常な能力をあげるものになつたというやうな事例も聞ひております。したがしまして、やはり出ていく日本の企業の現地に駐在する者の心がけにつきましては、當省といたしまして責任がありすので、何らかの方法で指導してまいりたい、かやうに考えております。

○美濃委員 いまお話を聞いておると、何か向こうから買ひ得るものに、流通の改善もさることながら、助成等を講じて、向こうの、輸出見返りの輸入の促進をはかりたい、というお話でしたけれども、助成というのはどういふことを意味してゐるのですか。どの程度のものをどういふやうに考えておりますか。

○黒部説明員 具体的な例を申し上げたいと思ひますが、たとえばカンボジアは昔からメイズの若干の産地であつたわけでございすが、日本で買ひ得るほどの数量にはなかなかつたやうな数量が少ないために、カンボジアに對しては買ひ得るのがないために、日本とカンボジアの輸出入のバランスは極端に日本側の輸出超過になつております。したがしまして、外務省にありす海外技術協力事業団にお願ひいたしまして、日本のトウモロコシの専門家を現地に駐在していただきまして、いかなる品種のトウモロコシの種を使つたらその生産をあげるかといふことで指導をする、こういう点が第一点でございす。

具体的な例から申し上げましたが、要するに海外技術協力事業団等を通ずる技術協力によりまして生産を改善して上げる。

第二は、何か施設をすることにしまして、輸出のコストを下げられる、あるいは品種の改善をなし得るといふやうな場合があるわけでございす。これにつきましては、従来は経済協力基金による融資といふことでございしましたが、私企業で日本の経済協力基金から金を借りて、それによつて事業をなすにはあまりにも仕事がいふラストラクチュアに関連するといふやうな場合がございす。この点はいままで解決されてなかつた問題でございしたので、四十五年度予算案にも計上をお願いしましたが、アジア貿易開発協会といふものを先般當省の指導でつくりまして、これに國家資金を投入いたしまして、この協会を通じて合理化施設に融資するといふ方法をとつて問題を解決したいと思つております。

第三には、このアジア貿易開発協会の仕事でございすけれども、当初は輸入するものの十分なロットがない、しかしながら日本がだんだん買ひ付けていって一定の量になれば、コーシヤルベースで民間の人が買ひ得るやうになる。したがつて、何か二、三年ぐらひは呼び水的に買つてあげなければならぬ、買ひ得るやうな買ひ得るの、相手國の輸出業者なりあるいはひいては農民なりが生産し、売り込むやうな習慣がつく、ともかく呼び水的に買ひ得なければならぬ。ところが先進國から現在輸入してゐるやうな品物は大量に入りますので、輸送費その他の面でもはるかに安くなる。この割が高な一次産品を呼び水的に何かどうしても買ひ付けていきたいといふやうな場合があり得るわけでございす。こういう場合に備へまして、非常に低利なお金をアジア貿易開発協会を通じて貸すといふやうなことを始めることにしてあります。

以上が、先ほど私が申し上げました何らかの助成といふ意味でございす。

○美濃委員 ついでにお尋ねをしておきますが、

いまそういう意図に基づいて日本の企業が向こうでトウキビとか、そういう試作をやつておるものがあるやうな、これはどのくらい件数で、どのくらいの規模でやつておるのですか。

○黒部説明員 大体はトウモロコシは買ひ付けでいくというのが形でございすが、カンボジアの場合では、民間で合弁会社をつくりまして、それと先ほどの海外技術協力事業団の職員によりまして技術協力とタイアップいたしまして買ひ付けをしようという計画で進んでおるの一件ございす。

なお、インドネシアではやはり合弁会社をつくりまして、トウモロコシを試植し、生産がふえたら輸入したいといふことで現在実施中のものが二件ございす。

私の知る限りではその三件でございすが、なおタイでも若干の、計画で進んだものがあるかと思ひます。

○美濃委員 これは將來の問題になります。日本がそういうえさにも限度があります。これは無限なものじゃないのです。いまたとえばトウキビについて申し上げますと、アメリカからかなり入つております。それからアフリカから入つております。アフリカあたりは過剰で、トシ五十七ドル―五十五ドルに下がることがあるわけ。トウキビ全体は國際的に過剰供給の傾向です。そこで、日本は東南アジアへ進出して、いづれそれをやると、將來東南アジアを開発して、いづれそれをガットに基づく得意産業成長発展というシステムでそこを開発できれば、いまアメリカ、アフリカあたりから買つておるものは打ち切るという考えですか。そういう政策の配慮というものがきちつとなつて行なわれておるのですか。それとも、從來日本の政策といふのは行き当たりばつたりで、それが開発されて多く出れば日本のトウキビの輸入、えさの輸入といつたて限度がありますから、無限大に、おそらく一千万トンも必要とするものじゃないわけですから、現在の需要とあるい

は将来の家畜を見ても、ここ当分は、いまの輸入量が膨大な状況で伸びていくとは思わぬが、そこと取引をするためにそういう開発をして、そこからえさを求めるとなると、どこかのえさを切らなければならぬ、アメリカを切るのか。あるいは、主としてアフリカから入っておるものではでん粉用ですね、コーンスターチ、でん粉用の白トウキビが入ってきておるのですが、そういうものをどういうふうに調整していくか。第一段階、アメリカのトウキビを切っても東南アジアのトウキビをふやしていくのか。切るとなると、いまの織物の輸入規制と同じように、かなりやかましい問題が起きると思うのです。大豆あたりは関税を下げるとか、日米経済会議のつどああいふうにやかましいのですが、強力な圧力で農産物を買えと、こういのですが、そういうものができてしまうと、ど言うのだが、そういうものができてしまうと、どこかを切らなければならぬでしょう。両方買つて、要らぬトウキビまで買つて工業製品を売る、それはやはりそういう考えにはならぬと思うのです。そういう交通整理はしてやつておることなんですか。そこらはどうなんですか。

○黒部説明員 一昨年、一九六八年のトウモロコシの日本の総輸入が四百万トンになっており、これは対前年比一〇%の伸びということで、実はえさ用のトウモロコシは毎年毎年一〇%以上の伸びを示しておる。このうちアメリカの輸入が一百八十九万トンございまして、いま先生から御指摘の東南アジアの輸入は、カンボジアが九千トン、インドネシアが八千トンというような非常に小さな数字でございます。ちなみに、はるばる遠い南アフリカから七十五万トンも輸入しなければならぬというような状態になっております。このほかに、トウモロコシに代替するものでございませうが、二百八十万トンのコウリヤンを輸入しておられます。このコウリヤン二百八十万トンのうち、二百八十七万トンはアメリカから輸入しているわけでございます。したがいまして、将来の伸び率がふかましいという前提の場合は、これは輸入ソースを切ることができるというので、あるいは問題が起こらうか

思いますが、年々大量のものを輸入しておりますし、しかもその伸び率が高いわけでございます。しかも東南アジアでは、この輸入総数量から見るとほとんど微々たる数量でございますので、現在輸入しているソースからの輸入を減らすことなく、先ほど申し上げましたような政策を遂行できるものと考えております。

○美濃委員 この論争は、いま申しのように、いまの量はきわめて東南アジアは少ないのですが、思い切った開発をすれば、どこか投げなければならぬことになりますね。そこらのことはいま起きているばかりの現象ですから、それをいま言うのは時期的にちよつと早いですから、この程度にしておきたいと思ひます。

そこで、各国の援助費はどうなつておるか、これをちよつとお聞かせ願ひたい。

○沢木政府委員 ちよつと統計が古くて恐縮でございますが、一九六七年度で各国の援助費を申し上げますと、アメリカ合衆国が五十五億六千七百万ドル、フランスが十三億四千三百万ドル、ドイツが十一億四千万ドル、イギリスが八億七千五百万ドル、わが国は六七年度は八億五千五百万ドル、イタリアが二億八千四百万ドル、カナダが二億五千三百万ドル、それがDACに出されました各国の援助実績の報告でございます。

○美濃委員 この援助地域はどうなりますか。日本は主として東南アジアでありますが、この援助を進めておる地帯のあらましますね。東南アジアだけでないと思うんです。たとえばアフリカだとか、どういふふうにか、これがばらまかれてゐるのか、こまかい点は抜いて、大勢でよろしうございます。

○沢木政府委員 ごく大ざっぱに申し上げますと、アメリカが出ております援助は、自由圏と世界じゅう全般に多うございますが、ラテンアメリカ地域に対してわりあいたくさん出しておるわけでございます。それからイギリスとかフランスは、旧植民地に出しておる割合がわりあい多いでございます。日本の場合は、直接投資ではやはり東

南アジアが中心でございますが、直接投資に関する限りは米州諸国、それから中近東も相当な額にのぼっておりますが、政府援助では大部分が東南アジアに集中しておる。ごく大ざっぱに申しまして、そういう状況になります。

○美濃委員 この総額は何ほですか。ちょっといまここでトータルするのはめんどうですか。伺いますが、総額は何ほになっておりますか。

○沢本政府委員 総額と申しますと、日本の総額でございますか。

○美濃委員 いや、そうではなくて、いま言った総トータルです。

○沢本政府委員 ただいま六八年の新しい統計が見つかりましたので、それで申し上げますと、DAC諸国の援助総額は六八年度で百二十八億二千七百万ドルでございます。

○美濃委員 これはDAC地域ですが、社会主義国家はテレビや何かでかなり海外援助のニュースなんか出てくるわけですね。この状況は総額でよろしゅうございしますが、どのぐらゐのものをやっておるのか。社会主義国家のこの種の援助というのはどのぐらゐの規模のものをやっているのか。

○沢本政府委員 通産省の発行しておられます一九六九年度の「経済協力の現状と問題点」によりますと、一九五四年から六八年の間の約束額累計額で九十三億三千八百万ドルでございます。六八年の年額にいたしまして、七億四千八百万ドルというのが約束額、すなわちコミットメントの額でございます。

○美濃委員 次に援助額を見ますと、もちろんアメリカは経済が強いですから、ラテンアメリカ主体といういまのお話でありましたが、力点はどこに置く置かぬにかかわらず、額においては日本よりも高い比率の援助費を出しておりますね。しかし最近これは逐次減少傾向をたどっております。あまり増加していない。たとえば一九六五年、六六年、六七年、六八年とありますが、六七年から六八年は若干援助費が減っておりますね。ところが日本は反対に四十一年から四十五年まで、この

五年間にこの關係の援助費というのは約倍になっておりますね。四十一年が四百九十一億、四十五年、本年の計画は八百一億、倍というにはちよつと足らぬけれども、八〇%以上増加しておる。アメリカはずつと横ばいもしくは最近は減少傾向である。日米間の經濟協力や何かの話し合いの中で、援助費の肩がわりというのを、ドル防衛からアメリカは日本側に強く押しつけてきておるのです。この政策に基づいて、こういうふうには日本側はものすごく増加していく。アメリカは横ばいもしくは最近の傾向は減少、こういう経過をたどっておるのです。このいわゆる經濟協力の肩がわりという話はどんなふうになっておるのですか。日米間のこの關係の肩がわりという話し合いは、どういうふうになっておるのですか。

○沢木政府委員　アメリカの對外援助予算が減少する傾向にありますことはたゞいま御指摘のとおりでございますが、それはアメリカ国内の各種の事情、それから米國自身の國際收支上の問題等によるものでありまして、わが國の援助が一方ふえておりますのは、アメリカの事情とは別に、何の關係もなく、わが國として開發途上國の經濟開發を支援するということは先進國の國際的義務であるという考えに基づきまして、わが國独自の立場から、その國力に底じまして独自の判断に基づいて經濟協力を拡充する方針をとつてきております。したがいまして、たゞいま御指摘のようなアメリカの援助を日本が肩がわりするために援助をふやすということとは、現在までその事實はございません。

○美濃委員　あなた方はそういうふうに答弁するのですけれども、新聞や何か、國際通信や何かで、肩がわりをアメリカが要求したということは報道されておるのです。ドル防衛の、いわゆる經濟協力關係の話し合いになると、肩がわり要請ということが行なわれておるわけです。あなた方はそういうふうに答弁するけれども、報道のほうは、肩がわりという報道が行なわれるわけです。この相關關係はどうなつておりますか。日本の國

力がふえたから、これは純然たる自主的考案方でやっておりますと言われども、しかし一方報道の中では、ドル防衛から肩がわりを要求してくるという事項は出ておるわけですがね。これはもう報道が虚偽なのか、それともそういう話し合いが日米間である程度行なわれて、それは原則的には日本も経済が復興したから若干ふやしましようという話し合いがあるのかないのか、全然そういう話し合いなしに——話し合いがないものであるならば、火のけのないところに煙は立たぬと思うのですがね。どうなんですか、そのいきさつは。あるだけのことは、私もはあるように思うのですがね、報道を見ておると。肩がわりという話し合いの中で行なわれる、しかしその肩がわりが無理な肩がわりか、それとも経済成長に伴ってある程度やはり先進国分担の中では正当に持ち分を計算されて持っておるのかというところの適正な判断を私としてはしたいわけですが。しかし、そんなことは全然ないのであつて、報道機関は報道しておるのですが、報道機関は虚偽の報道をしておるといふことになるのか、どうなんですか、そのいきさつは。

○沢木政府委員 日本もアメリカもメンバーでありますOECDのDACその他の場におきまして、GNPの伸びに応じてその一割に達するまで援助を伸ばすべきだという議論は非常にされておりますが、二国間において援助を、この援助はまあえのほりが持つてくれという意味の日米間の話し合いというものは、ただいま申し上げましたとおり、ございません。

○美濃委員 この関係で最後にお尋ねしておきたいのでありますが、やはり心配になることは、せっかく国民の血税でこういう援助をしながら、繰り返しませんが、結果が非常に——援助をしながら、いわゆる皆さん方みずから言われたような一部の背徳行為、それは一部じゃなくて、かなり熾烈に経済侵略のような、政府みずからやるのじゃないのだが、その行為が行なわれておる。この規制措置です。今後どういふふうに考へるが。

これは、指導といったってなかなか、ず太い意識で入っていくわけですから、あなた方が口の先だけで指導したくらいじゃ改まらぬ。これはやはり問題だと思ふのです。いわゆる政策の意図、国民の意思、あるいは国民の苦しい負担の中で世界の発展のためにこういう援助をするということ、そのことが悪いと私は言つておるのじゃないのです。その裏に隠れて腹黒い人間が、結局はその意図があだになって相手方の国民に不快な念を起させて、反撃の姿に変わつてくる、これはまことに好ましくない現象だと思ふのです。ゆゆしき問題ですから、そういう行為をどうチェックしていくのか。それはどういふふうにお考えになつておられますか。ただ指導だけじゃやましくないのです。将来どうやっていくか。

○沢木政府委員 その点に關しましては、結局日本人の海外におきまして行動、あるいは企業家の海外におきまして経済行動、あるいはわれわれが援助を与へます与へ方、相手国との折衝に対する態度、すべて問題がからんでまいりますので、その各面におきまして幅広い対策を講ずる必要があるというところで、現在関係各省とも話し合いを続けておる段階でございます。

○美濃委員 どうですか、政務次官、断固やりますか。悪徳行為追放を断固やるという決意ですか。

○中川政府委員 午前中もその問題あつたかと思ひますが、せっかく国民の税金でもって海外援助をして、一部の悪徳者によつて日本国民の体面が汚される、ましてや東南アジアから大きな誤解を生ずるということは断固としてあつてはならないことでありますので、先刻来御指摘もありませんでした、この点についてはさらに一段と政府として鞭撻をいたし、そういう心配のないように最善を尽くしたいと存じます。

○美濃委員 次に、IMF関係で若干お尋ねをしておきたいと思ひますが、まず第一番に、今回の増資された総額というのはこの要綱で説明がありますが、現在の額と主要各国の持ち分ですね、こ

れはどういふふうになつておりますか。

○興村政府委員 IMFの現在のクォータの総額は二百十三億ドルでございます。各国のクォータでございますが、主要国について申し上げますと、アメリカが五十一億六千万ドル、イギリスが二十四億四千万ドル、ドイツが十二億ドル、フランスが九億八千万ドル、インドが七億五千万ドル、カナダが七億四千万ドル、日本が七億二千五百万ドル、イタリアが六億二千五百万ドル等であります。

○美濃委員 今回の増資額は、これは特に日本は比率増加をするわけですが、今回の増資の比率は各国に比例してどうなんですか。

○興村政府委員 今度わが国は七億二千五百万ドルのクォータを十二億ドルにふやすわけでございます。増加率は六五・五％でございます。全体の増加の比率は三五％でございます。

○美濃委員 他の主要国は大体平均と解釈していいのですか。それとも日本のように持ち分のふえる国はあります。あるいは減る国——減る国はないですけれども、いずれも増資するのではありませんけれども、今回の持ち分がぐつとダウンされる、それから日本と同様にかなり持ち分比率が高まる、その関係はどうなりましたか。

○興村政府委員 先ほど申しましたように、平均が三五％でございます。日本が六五・五％でございます。各国について申し上げますと、アメリカの増加率は二九・八％、イギリスが一四・八％、ドイツが三三・三％、フランスが五二・三％、インドが二五・三％、カナダが四八・六％、日本は六五・五％、イタリアは六〇％でございます。

なお、このシェアについてお尋ねがあつたかとも思ひますので、シェアについて申し上げますと、アメリカのクォータ、これは全体の中で二三・一六％と相なります。現行は二四・一七％でございます。同じような数字を各国について申し上げますと、イギリスは一一・四三％から九・六八％へ、ドイツは五・六二％から五・五三％へ、フランスは四・六一％から五・一九％へ、日

本は三・四〇％から四・一五％へ、カナダは三・四七％から三・八〇％へ、イタリアは二・九三％から三・四六％でございます。

○美濃委員 これは何かこの持ち分、日本の企業内にもあるわけですが、この持ち分算定基準というふうなものはあるのですか。こういうふうな計算を直していく何かこの関係の国際間のあらかじめの基準、この関係あるいは国際復興開発銀行の持ち分、こういうものに対する算定要領とか基準というふうなものがあるのですか。

○興村政府委員 このIMFのクォータのきめ方につきましては、ブレトン・ウッズ方式というのがございます。中身は外貨準備、国民所得、輸出、輸入等の数字がもとになつておるわけでございます。今度は一九七〇年の増資でございますが、各国ともいま申し上げましたような数字を集めますためには、少し年度をさかのぼらないと統一した数字が出てまいりませんので、そういう関係で数字が求められたところは一九六七年でございます。そこで、一九六七年の数字を使ひまして、算式をいま申し上げますと、 $0.5Y + 0.5R + 0.1M + 0.1V$ にかかれます。このYは国民所得、Rは外貨準備、Mは輸入、Vは輸出、Vというのは五年間における輸出の最高額と最低額との差の一〇％をとつております。非常に技術的になりましたが、こういうふうなことをやりまして、小国については国民所得と外貨準備のウェイトを減らしまして輸出のウェイトを高める方式を採用したり、あるいは貿易外取引の大きい国については貿易外取引とか移転収支、こういうものを加味する方式による金額も考慮されておるわけであります。

○美濃委員 次に、この法案説明の中の末尾にSDRの配分額というのがある。それからもう一つはSDRの特別引き出し権という字句が出ておりますが、この配分額と引き出し権との関係はどういふふうに……。

○興村政府委員 SDRというのはスペシャル・ドローイング・ライトで、特別引き出し権でございます。

います。非常に不統一で申しわけございません。同じことでございます。

○美濃委員 同じことですか。配分額と引き出し権とは同じですか。この額で固定されておるかという事です。これ以上に引き出すことができるのか。

○奥村政府委員 いま申しましたのは特別引き出し権とSDRは同じ意味であるということを示し上げたので、次に配分額と申しますのは、SDRは今回、将来三年間に世界全体について約三十五億ドル、三十億ドル、三十億ドルというふうな額で配分しようというところがきまつたわけでございます。そして本年の一月一日現在のIMFのクォータ、これをもとにいたしましたSDRの配分されたわけでございます。今後SDRの配分があります際には、そのときのIMFのクォータ、これが絶えずともなるわけでございます。したがって、今回御審議を願っておりますIMF加盟法、これが成立いたしましたときには新しいクォータでSDRの配分を受けられるということになります。したがって御質問の点については、配分額というのは今後変わり得るわけでありま

す。

○美濃委員 いまの点、もうちょっとお聞きしておきたいのですが、たとえば国際収支が悪化した場合にこの基金が必要となると思うが、この配分額を越えて適用を受けられるのか受けれないのか、これを聞いておるわけです。配分額で固定されておるのか。この配分額で固定がされて、いかなる状態になってもこの配分額を越えての適用を要請することは不可能なのか。それとも特別条件の場合は、これは通例配分額であるこれを越えての適用があるのかどうかという事です。

○奥村政府委員 SDRの配分を受けた例をもつて申しますと、日本は一億二千二百万ドル、これだけ配分を受けたわけでございます。それで各国もそれぞれ先ほど申しましたように、IMFのクォータに比例した配分額を持っているわけでございます。今度国際収支が悪くなり、国際収支

上の必要が起りましたときには、自分の持っているそのSDRをIMFのほうに持っていく。IMFのほうでは比較的国際収支が安定し、外貨準備の余裕のある国にそれを差し向けてくるわけでございます。そういうことによって、たとえば日本にSDRが差し向けられた場合には日本の持っている、本来割り当てられた配分額もふえることになりま。現に一月は六百万ドル増加いたしました。二月は四百万ドル増加いたしました。いま一億三千二百万ドル持っているわけでございます。そのかわりに、日本の場合には一月には六百万ドル、二月には四百万ドルのドルを、IMFを通じて、SDRを差し向けてきた国に渡したわけでございます。

○美濃委員 現在の運用状況はどうなっておりますか、各国が使っておる状況……

○奥村政府委員 SDRはまだ一カ月しかたつておらぬのでありますが、この一月中におきますSDRを使用いたしました額は総額八千九百四十万ドルでございます。国の数は十三カ国でございます。SDRの受領をいたしました国、これは日本も含めてでございますが十一カ国でございます。金額は七千七百十万ドルでございますが、その差額は、IMFの一般勘定の保有額から、通俗なことで申しますと融通されたわけでありま。

○美濃委員 今回の増資で日本が理事国になれるというのですが、この関係の理事、これは通例日本では役員といいますが、監事はあるのですか。理事だけですか。管理者だと思ふのですけれども、監事はあるのかないのか。理事だけの構成なのか、監事という構成があるのかどうか、その数はどうなのか。

○奥村政府委員 IMFは監事という制度はございません。理事が二十人いるわけでございます。クォータの上のほうからとりまして、五人任命理事を出すことになっております。と申しますのは、その他は選挙理事を出すことになりま。選挙理事というのはどういうことかと申しますと、数カ国が集まりまして、一つのグループをつくり

ます。そのグループの中でどの国の人を選ぶかという選挙をいたしました。選挙された人がそのグループを代表して理事に出るということで、十五人がそういう選挙理事でございます。

○美濃委員 次に、この関係は、ここに書いてありますが、日本の円で出す部分は別といたしまして、金で出さなければならぬのですが、この関係が、日本円で出したものは外貨資産にはならないと私は思うのです。いわゆる金で出すには、金がないから外国から買わなければならぬ、こう書いてありますけれども、これは外貨ということになりますか、こうして出したものは特別会計の資産となると思ふ。この資産はいわゆる通例外貨準備高として公表される数字に入るのか、それともこの特別会計の特別資産に組み入れて外貨準備高からははずすのか、それとも、これは積んであるのだから外貨準備高の中に含めて、外貨準備高として発表される額に入ってくるのか、特別会計の資産区分はどうなるのか。

○奥村政府委員 二五%金で出した部分は通例ゴールドトランシュと呼ばれております。現在の金額は一億八千万ドルでございます。これは外貨準備高の中に入れております。今後増加いたしました場合には、やはりその増加したあとの金の払い込み分というのは、ゴールドトランシュとして外貨準備高の中に入れてございま。

○美濃委員 そうすると、従来は一般会計で出したおつたと書いてあるけれども、一般会計から出して、金で出した分は外貨準備高に加えて公表しておるのですか。現在でもこれは間違いないですか。

○奥村政府委員 間違いないでございます。○美濃委員 最後にお尋ねしたいのですが、日本の円が強い弱いという論争、これは新聞でも取り上げておりますが、この関係について、この前日本の輸出カルテルの状況というののしさいの資料がほしいという要請をいたしましたけれども、企業機密等があつて把握していない、こういうことなんですが、日本の円が強い弱いという問題、

これは大蔵当局としてはどう見ておりますか。

それから、かなりの輸出カルテルがかかつて、国民に、私どもから見ると不当な経済のしわ寄せ、負担、物価高の悪質要因をなしておると思ふのですけれども、これはカルテルがなかったら日本の輸出はできるのですか。国内価格で何でも輸出できますか。いわゆる国際経済の状況の中で、かなり安く売らなければ輸出ができない状況ではないか。そういう状況で、国民に非常な物価高の悪質要因をなす出血のカルテルを背負わしている。安く売るカルテルを背負わして輸出をするということ、そして日本の円が強いとか弱いとかいう論争があるということはどういうことなのか。基本的にはやはり強いのか、それとも、そういう無理な不当経済行為の中から輸出が伸びて外貨準備高が多いから強いというのか、それとも基本的には日本の現在の国内価格は国際価格に比較してずっと安いのかどうか、安いのであればなぜカルテルをかけるのか、この関係はどうなんでしょう。どういふふうに考えておられるか。

○奥村政府委員 御質問のいわゆる輸出カルテルなるものについての御答弁は、通産省のほうから申し上げたほうが適當でなからうかと思ひま

す。

ただ、いま円が強いというお話、確かに円が強い段階でございます。弱い時期もございましたが、いまは強い時期でございます。しかし日本の外貨準備も、日本の輸入額などと比べてもそれほど過大であるという状態ではございません。また日本の黒字なるものについても、その継続期間もドイツなどと比べてまだそんなに長くない。基本的にはよくドイツと比較せられるわけでございますが、今後の経済の推移などもよく見てまいらなければならぬ、こういう時期でございます。巷間いろいろ議論が行なわれているようでございますが、私どもとしては、決定的に円の価値がいま特に過小評価されておるというふうにはまだ考えていないわけでございます。

○黒部説明員 直接の担当ではございませんの

で、輸出カルテルの問題、あるいは的確な答えにならないかと思いますが、輸出入取引法あるいは貿易管理令によりまして行なっております規制は、主として過当競争の防止でございます。不当に外国に安く売ったりあるいは品質のごく悪いものを輸出するというようなことを押えるために、輸業者間で協定を結びまして、政府が認可して、それに基づいて規制するという形をとっているわけでございます。これと、先生御指摘の円高あるいは円安の問題とどう結びつくのか、私はどうもつまびらかにしないわけでございますけれども、今日の規制あるいは先生の仰せられましたいわゆるカルテルというのは、さような趣旨で実施いたしておるわけでございます。

○美濃委員 そうすると、単純に例を一つあげてお尋ねしますが、今日、私どもカルテルの実態を完全に掌握しているのは、たとえば肥料二法によつて立ち入り検査等をしてる窒素肥料なんですが、これはことあたりの輸出になると約半価格ですね。国内農民におろす価格と輸出する価格は、国内価格が倍ですね。これはどうですか、国内価格で輸出できると思うのですが、通産省から見た場合、これはできないのですか。その他にもそういう類似のものがあるのだから、ここで一例をあげてお尋ねします。どうして国内価格で輸出できないのか、国内価格で輸出しようとすればできるのかできないのか、それについてひとつ見方を御答弁願いたい。

○黒部説明員 これも私が直接の担当でないものでございますから、十分なお答えにはならないと思いますが、私の乏しい知識で申し上げますと、むしろ窒素肥料につきましては、外国市場ではヨーロッパ方面から非常に安くオフアが出されておる現状でございますが、あまりにも安ければ見送る場合もございますが、やはりある程度の輸出量は確保していきたいということで、他の諸国との競争に勝てる程度に、場合によっては値を下げるけれどもならぬという場合もあるわけでございます。一つは生産方式自体の近代化というこ

とで、先生御承知と思いますが、硫酸工業の合理化につとめてまいったわけでございます。諸先進国といえますが、主としてヨーロッパの国のほうはまたそれが一段と進んでいっている面があるのと、場合によってはまた非常に安い値段でオフアしてきているということ、なかなか輸出の商売がむずかしくなっているという状況でございます。あえて国内価格を高くし、輸出価格を低くするというものではございせん、もっぱら外国市場、第三国市場で他の肥料輸出と競争する、そういうところで値段がきまっております。

○美濃委員 それはわかるのですが、そうすると日本の国内物価あるいは日本の円というものをこういうふうな日本の経済政策で膨張させなければ、そういう対応性があるのじゃないですか。円が膨張するとインフレということになるわけですが、円膨張原因のインフレと私どもは考えておるわけですが、経済の実質成長はないと言ひまされんけれども、名目成長が多くて、実質成長は少ない部分しか伴っていない。主として通貨膨張インフレである。そして国内価格が上がつている、国際競争はそれでやらなければならぬ、こういう現況にあると思うわけですが、農産物の価格を論じてもそういう壁にぶつかるといふわけです。長い話はしません、しかしそういう関係で、私どもからいへば、価格上から見ればそういう無理な輸出をしているわけですね。無理な輸出をした部分は、国民にはね返っておるのではありません。国内価格にはね返っておるのです。はね返らなければその企業は倒産するはずですよ。実際に国内価格がぎりぎりの順さやの卸のコスト価格である。企業の体質の中であれだけ安く輸出したということになれば、これは何年かやるうちに倒産するはずですよ。倒産しないのだから、これは国内にかぶせておるといふことです。国内価格にかぶせて採算をとっておるといふことは明らかじゃないですか。輸出にはそういう無理な行為が行なわれておる。そして外貨準備はあるんだ、こう言つてみても、日本の円

価値そのものが——そういう行為をやめた場合に輸出ができませんか、と私は聞いておるのです。ですから、各品目についてそういうことがあるのですが、一品目について肥料をあげてあるのに尋ねておるのです。国内価格で輸出できるのかできないのか、これを聞いておるのです。できぬなら、できぬなら、これを聞いておるのです。特別のものをいのですが、それはどうなんでしょうか。

○黒部説明員 どうも私担当でないものですが、責任ある答弁ができないことをまことに残念に思います。もし御必要であればまた後刻担当者に承らうと答弁させていただきますが、ただ一般的に申し上げれば、肥料はあるいは特殊なケースかもしれないけれども、輸出商品の中には、先ほど申し上げましたようにむしろ過当競争のために安値にくされるのを防ぐ必要はない、もうかる輸出になるように個々に取引をしている部門もあるわけでございます。

それから、肥料の面につきましては私よく存じませんが、単純に国内価格との比較もできないのではなからうか。大体は海外市場におけるマッチングといえますが、競争で海外の輸出価格はきまるわけでございます。国内の場合と違ひまして、バラ積みで行なうとか大量の取引を行なうとか、あるいは国内価格では流通コストが当然入ってくるわけでございます。その辺も彼此勘案した上でないと、海外では非常にべらぼうに安く売っているということになるかどうか、よく調べてみないとわからないと思ひます。必要あればまた後刻担当者に答弁させたいと思つております。

○美濃委員 これは、いまの答弁は全く私としては不満足なんです、あなた方はいま担当でないといつたっておそらく通産省に長いでしょう。あちこち歩いておるからわかつておるはずですよ。どうもこういう関係になるとくさいものにふたをするような、たとえばもう工業優先ですから、そういうふうな隠蔽したような答弁をするわけですよ。

そうして、ただある面においては、たとえば農業問題なんかになると、財界から全部口をそろえて、農産物が高い、農業なんかやめてもらいたい、日本の農業なんかあつてもなくてもいいのだ、こういうふうに結びつくようなことを言つて、こういうぎりぎりのところを聞くところ存ぜぬ、こう逃げる。そこでカルテルの状態の資料を出してもらおうとすると企業をかねてか出さない、こういう体質は、きょうは私はこの程度にしますけれども、国民のためにどうも許せないと思ひます。こういう不当な、うしろに隠れて物価高の悪因をなしておる経済行為を、逃げ答弁、ごまかし答弁で通れると思つたら私は大間違ひだと思ひます。機会あるごとに私はとことんこの問題についてはやろうと思ひますから、今後とも私のほうから的確な資料を出せるようによろしくお願い申し上げます。質問を終わります。

○毛利委員長 広瀬秀吉君。

○広瀬(秀)委員 今回国際通貨基金及び国際復興開発銀行に出資の増額を行なうこととして、これを外為会計の負担において行なうという事になったわけでありまして、この外為会計に一般会計から一々出すという形ではなしに、外為会計で一元的にこれを処理するということ——IMFとの取引も非常にひんぱんになつてきた、こういうようなことから見れば、そういう制度に移行するわけであること、この外為会計の負担において、これからずっと増資を行なつていく、あるいはIMFに対して持つ債権を、外為会計を通じて日銀に譲渡したり譲り受けたたりするというようなことにする事務的な処理、こういうようなものでないへん便利になるだろう、こういうことはわかるわけでありまして、それ以外に何か今回の措置をとる特別な理由というものがありませんか。

○農村政府委員 いま広瀬委員御指摘の第一は、外為会計とIMFの間は緊密化してきていて、これを一元化するためにやるのであらう、第二には、そういうふうにしたほうが順便であらう、こ

ういうふうな御指摘があったわけでありませう。私どもはそういう趣旨で今回のこの増額を行ないたいと考えておるわけでありませう。

○広瀬(秀)委員 今回のような法改正を行なうリットというものはそれ以外には特段にはない、こういうように了解してよろしいわけですか。

そこで、今回の基金に対して四億七千五百万ドル、銀行に対して二億五千四百四十万ドル、こういうぐあいに増資をするわけでありませうが、これは日本が前からこういう主張をしておったということで、先ほどその出資の算定基準といひますか、そういうものも、こまかい数式までおしやられたわけでありませうが、この増資をする世界経済的な、国際経済的な背景、こういうものはどのようなとらえられておるわけですか。

○奥村政府委員 二つ申し上げることがあろうと思ひます。

一つは、IMF協定の第三条の二項によりまして、五年をこえない期間にIMFのクォータを見直す、検討するということで、前回から計算いたしましたして一九七〇年はちょうど五年でございませう。そういう時期に遭遇しておるということが一つ。

次に実質的な問題点でございませうが、やはり世界経済の成長に見合つて、IMFの引き出しワツクを増額するということが必要である、これが第一でございませう。

もう一つは、同じIMFの加盟国の中にありましても、各国それぞれ経済的な地位の変化というものがございます。それをクォータに反映させるようにしたいということが、その理由であります。

○広瀬(秀)委員 わが国は昭和四十一年、一九六六年にも、これはたしか三回目の増資、この場合におきましてそれぞれ二億二千五百万ドル出しておるわけですね。そして今回は、日本の場合六五・五%というきわめて高率な増資を行なう。全体的にも三五%という増資をする。世界貿易の伸びがせいぜい七、八%ぐらゐのところだ、こ

ういうことで、そういう世界貿易の規模の拡大、伸び率、こういうふうなものを見合つて、このように考えていいわけですか、それを具体的にひとつ。そういうことであるならばかくかくのごとく——特にSDR三十億の配分ということもこのしの一月からやうてゐる。これも国際貿易の健全な正しい姿での発展を裏づけていくための流動性不足に対応する措置であつた、こういうことになつておるわけでありまして、それらを考えまして、今回またIMFだけで七十五億五千万ドルも増加をする、こういうことになるわけでありませうが、それらを含めて、世界貿易の拡大基調というものに即応するものなんだ、しかもそれは正しく見合つてゐるんだという証明が数字的になされませうか。

○奥村政府委員 こういう性質のものは厳密な数学のようにはまいりませんので、お答えも非常にむづかしいわけでございますが、まず第一に、五年前と比べまして世界貿易は、私どもの概算でございませうが、四〇%程度伸びております。したがつて、過去の伸びというものをIMFの条件つき引き出し権というものと照応させるためには、三五%程度というものが適當ではないかと考えるわけでございます。

次にSDRについてどうかというお話でございませうが、これは今後の伸びというものをどう考へるかという点と関係があると思ひますが、世界貿易、おしやいましたように七%ぐらゐの伸びてゐるというところで計算いたしますと、いまの世界の準備は約七百億ドルある。これの計算からまいりますと四十五億から五十億ドルぐらゐは一年間必要であらう。その中でドル、これはいままでのような増加を示すものとは私ども思ひないものでございませうけれども、これも若干の伸びがある、金も若干の伸びがある、こういうものを差し引きまして考えまして、三十億ドルあるいは三十五億ドルという程度のSDRの創出というものがいいのではないかと。ただここで御注意願ひたいのは、SDRは本来五年間ぐらゐの間にわたつ

て出すということで考えておつたのであります。いま国際通貨制度はやや落ちついた状況を示しているわけでありませうけれども、やはりこういうものは慎重でなければならぬということで、最初のこともございませうし、今回の場合は三十五億ドル、三十億、三十億というふうな、三年間だけきめることにしたわけでございます。経済は生きものでございまして、なかなか数式をもつて当てはめるわけにまいりませう。やはり数字を扱う場合には慎重な態度が必要であり、したがつてSDRのそういう配慮が生まれてきたのもそこにあると考へます。

○広瀬(秀)委員 私どもはグローバルな問題でなかなかとらえない面があるのですけれども、こういう形で、特にIMFの世界経済における役割り、こういうふうなものから考へて、すでにSDRもここ数年の間に九十五億ドルも出されてゐる。国際流動性不足に対処するためにそういうことが考へられてゐる。しかもIMF及びIBRD、両方とも今回大幅な増資をする、こういうことになりまして、今日物価高、インフレーションという問題が世界的に問題化されておるわけでありませう。最近では国際インフレーションというこ

とばが流行しておるわけでありませうが、そういうものにとつて一体どういう意味をこれは持つてあらうか。国際経済のグローバルなところから考へて、生産に見合う通貨の供給量、マネーサプライというものがはたしてこれで適當なのかどうか。国際インフレーションを一そう助長するところにつながらないだろうかということを中心配せざるを得ないわけなんです、その辺のところについて、かくかくのごとく心配ないという判断、見通しがありまして、それをここでお示しをいたしたいと思ひます。

○奥村政府委員 御指摘の点はまことにございませう。私どももそういう点を一番心配してゐるわけでございます。ただ、流動性をSDRによつてふやします際に、IMF協定の中にもうたわれておりますが、一番留意しなければなら

ないことは、世界経済をインフレにもデフレにもしないように、そういう配慮のもとにSDRの創出をきめなさい、また金額をきめなさいということ協定の中に書いてあるわけでございます。したがつて、まさにいま御指摘の点についての問題意識というものにはIMF加盟国全員が持つてゐるわけでございます。そこで、こういうふうな時代に流動性が過度にふえたらどうなるかという点はまことにございませうとおりでございませう。また流動性が過度に少ないときにはどうなるかということも考へてみなければならぬわけでございます。現に物価高あるいは国際収支の困難に直面いたしまして、経済の引き締めをやつてゐる国が各地にあるわけでございます。主要国におきましてはイギリスがそうでございますし、あるいはフランスがそうでございます。ドイツもそういう状態、ちよつと複雑な事情でございませうが、そういう事情にある。そういう国がもし過度の引き締めをやりましたならば、世界経済は縮小の方向に向かう。インフレは抑制しなければいけぬ、経済の節度は保たなければいけません、一方で過度の収縮が世界経済全体に悪影響を及ぼさないように流動性は適當に与えなければいけぬ、こういう考へ方で、私どもはいまのSDRなりIMFの引き出し権の新しい姿が描き出されようと思ひます。

○広瀬(秀)委員 国際金融局長の御答弁に必ずしも全面的な信頼をおくわけにもいかぬけれども、とにかくそういう問題意識をきちんと踏まえた上でこういうものが考へられてゐる、こういうことで、その点はこれから先の経済の成り行きを見守つていきたいと思ひます。次の問題は、いままでの法律の第五条で、出資は国債をもつて一部行なうことができる、こういうことになつておつたわけですが、これが今度は通貨代用証券というものを外為会計の負担において発行して、代用証券をもつて出資に充てることになつたわけでありませう。この通貨代用証券なるものと今日まで国債と書いておつたものとういふぐあ

いに違ふのか、中身は一緒なのか、この点明らかにしてほしいと思います。

○船後政府委員 通貨代用証券も国債の一種でございます。従来世銀に対する分もIMFに対する分も同じように出資国債、こういたしておりましたのを、今回の改正で世銀は従来どおり、IMFは通貨代用証券と改めたものでございます。これにつきましては、今回の改正によりまして内容が若干変わったわけでございます。この通貨代用証券が、IMFに対して円にかえて出すものだという点につきましては変わりはないでございます。ただ従来でございますと、これがIMFに円現金の支払いにかえて差し出したり、IMFから償還の請求がありますれば円貨で支払いまして、それで一回限りで終わったというのを、今回のIMFのこういった取引の特殊性にかんがみまして、IMFに保有する円があれば、再び通貨代用証券を再発行いたしまして円を取り戻す。つまり円と代用証券とが交換する、ぐるぐる回るといふような構成にいたしましたのでございます。その点が従来の出資国債でもいゆる交付国債でも違ひますので、相違点をはつきりするために通貨代用証券という名称に改めた次第でございます。

○広瀬(秀)委員 そこで、この通貨代用証券を日銀に買い取りを命ずることができ、こういうことになっているわけで、そういう形で円と通貨代用証券がぐるぐる回るといふことになるわけでありまして、この日銀に買い取りを命ずるといふ場合は、どういふ条件、どういふ場合が想定されておるのですか。

○船後政府委員 通貨代用証券の償還は外為会計の負担において行なうわけでございます。外為資金の現況によるわけでございますけれども、現状をもつていたしますれば、大体原則的には日銀買い取りといふことにならうかと思ひます。

○広瀬(秀)委員 外為会計の状況がどういふときに日銀に買い取りを命ずるのか、このことを伺っているわけです。現況で買い取りするんだ、こういうことでは——問いに答えるような形で……

○船後政府委員 スーパー・ゴールドトランシェになる場合は、原則的に日銀に買い取りを命ずること運用する予定でございます。

○広瀬(秀)委員 次に、SDRの問題をちょっと伺ひたいんですが、先ほどから前の委員にもお答えになっておったわけでありますが、一月中に八千九百万ドルばかり、約十三カ国がこれについて配分を受けて使用をしたといふことになっておるわけですね。ほとんどがやはり使用国は後進国に片寄っております。これは差し向けを受けた受領国のほうは十一カ国で、比較的先進国が多い。こういうことになるわけですね。一カ月で八千九百万ドルということですが、こういう配分を受けて使用する状況というのは、一月に割り当てがあつて、これは一カ月か二カ月の推移しかわからぬだらうと思ひますが、大体このような推移をたどる——皆さんから資料をいただいた、こういうような推移をたどるといふようにお考えですか。その辺のところの見通しをちょっとお聞きしたいと思ひます。

○奥村政府委員 これは何ぶん本年の一月の数字でございます。正直申しましてこういうものは一カ月だけの実績を見るわけにまいりません。私もいま一月以外の数字は持つていないわけでございます。やはり今後どういふ方向に推移いたしますか、実績を見まして、どういふ方向へ進むか、どういふふうにならうかということを今後育てていくかといふふうなことを考えながら今後対処していかねばならない問題で、いま早急に一定の方向について結論を出すことはむずかしいかろうと思ひます。しかし、発展途上国がむずかしいというふうなSDRを使つておるといふことについては、いろいろ議論があつたわけでございまして、私どもとしてはこういうことは好ましい、どちらかといへばSDRはこういうふうな利用されて好ましい方向であるといふふうな考へております。

○広瀬(秀)委員 そこでSDRがこういう状況で、私どもは、先進国間の流動性不足に対処する

る、特にアメリカがむしろ使うのではないかといふような議論を、この法案がかつた際にそういう心配もしたわけでありますが、実際やってみると、その後の経済状況の変化といふものもありまして、こういふ結果になっておる。そのことはたいへんけっこうなことだし、世界的に見て流動性不足が開発途上国といふようなところにあるのですから、こういうものが適切に利用されるということとはたいへんけっこうだ。いまお話を聞きまして、将来を見通すにはまだあまりにも経験が浅いわけでありまして、しかしこういう形がずっとある程度続くといふ見通しはやはりあるのではないかと。私は御説のように思ふわけでありまして、そうなりますと、このSDRが今度は非常に国によつて、あるいは大きく分ければ南と北、先進国と開発途上国、こういうようなところでこれが偏在をする、地域的に偏在をする、あるいは国に偏在をする、地域的に偏在する、あるいは国に偏在するといふような妙な形が出てくるのではないかと。いかにこのことを危惧を持つわけなんです。そういう点について、これは差し向けを受けた国が受領国になるわけでありまして、しかし受領国も、たくさんたまりましてこれをIMFにまた差し戻すといふようなことにもなる。いろんなことが行なわれると思ひますが、そういう地域的な偏在あるいは国別の偏在といふような傾向といふものがSDRの場合に出てくるのではないかと。いふふうにはどういふ見通しをされておられますか。

○奥村政府委員 SDRの使い場所は、先ほど御質問にお答えしたと思ひますが、国際収支の不足のときでございます。国際収支に赤字が出て、要があるといふときでございます。したがつて、国際収支の赤字が継続する国においてSDRがほぼ無条件に、IMFの引き出し権などと比べましてはるかに無条件にこれが使われるといふことの結果、やはり国際収支上問題のある発展途上国の場合は、SDR勘定の残高が少なくなつていくこと、配分を受けた残高が少なくなつていくこと、これは確かにあると思ひます。しかしいまのところは、同時に御審議をお願いいたしております世界銀行、これは先進国は世界銀行からの融資は受けられないわけでございます。あるいは昨年御審議をお願いいたしました第二世界銀行、これも先進国は受けられないわけでございます。そういうことで、発展途上国といふのはSDRの方法もございまして、あるいは世界銀行の方法も、第二世界銀行の方法もあるといふことでございまして、非常に多角的な方法で国際収支の問題が解決されるようになっております。そういうふうな状態にあらうかと思ふわけでございます。

それから次に、SDRを向けられる国が、特定の国だけがSDRを差し向けられるということになるかならないか、そういう意味の偏在といふものが起こるかならないかといふ御質問があつたと思ひますが、確かにそれは一つの問題点でございます。長期的に見て、一國の外貨準備とSDRとの比率、もっと具体的に申しますと、外貨準備分のSDRといふものが大体各国同じようになるように、IMFのほうでいろいろと交通整理をいたしまして、できるだけそういう方法で交通整理をするこゝによつて、偏在を防ぎたいといふ考え方でございまして、

○広瀬(秀)委員 いま最後におつしたことを、こういうことが一番必要だろうと思ひます。そのことは奥村さんの考えじゃなくて、IMF自体で、理事会等で、このSDRの運用にあつて何らかの形で、その会議でそういうことが方針として確認されていることなのかどうか。それはいつどの会議のときにそういう方針といふものがはつきりしておるかといふことを、おわかりになつたらこの際明らかにしておいていただきたい。

○奥村政府委員 原則は、IMF協定でSDRの創設に關して改正をいたしましたときに、協定の条文中に書き入れられたわけでございまして。しかもその細目については、理事会のほうで決議をいたしたわけでございまして、

○広瀬(秀)委員 よくわかりました。そこで、SDRの問題をめぐるまして、低開発

国援助の問題とこのSDRの運用というものをリンクさせようという後進国からの要求が出ています。あるいはいまの段階でIMFに対する出資額と比例して案分、クォータがある。こういうことになっているわけですが、これは出資額とは切り離して、世界経済の動きの中でこの流動性不足を来たしてある国、そういうものに自動的にクォータが行なわれるという方向に変わっていく可能性はあるのですか、ないのですか。

○農林政府委員 SDRと後進国との関係をリンクさせようという考え方は、一部の人たちから出された考え方でありまして。しかし、やはりこのSDRの運用というのは、いまのとおりがいい。現在のIMF協定、改正せられましたがIMF協定のとおりでいいというのがいまの結論でございます。

それから次に、国際収支が開発途上国において悪くなりまして場合には、幾らでもSDRを供給するかどうかという問題でございますが、もしもそういう御質問でありますならば、それこそ先ほど御指摘のあった国際的なインフレ問題、あるいは各国の経済運営の節度の問題と関連がありますので、やはりこれは総ワクをきめて、各国の経済規模に応じて割り当てをしていくという現在の制度が続けられていくのではないかと思います。

○広瀬(秀)委員 しかし、それではやはり本来のSDRを出した目的というものが現実にはぐわなない。力のあるところが今日IMFの出資はたくさんやっておるわけですね、そういう形になっている。後進開発途上国というところは力がないから、割り当ても非常に少ない。ところが、開発途上国に急速に力をつけていくという立場からむしろこういうものが利用されていかなければならない。最近の国際経済全体がこれ以上大きく伸びていくためには、やはり開発途上国の経済を発展させ、生産を高めていく、GNPをどんどん引き上げていく、経済の成長をはかっていくというために——今日開発途上国はみんな第一次産品を中心とした輸出というように、輸出と輸入と

の関係においてそれが常に入超であり、海外からの援助というふうなもの、債務額がどんどん超過して、身動きのとれないような状態にもなるというところで、経済も発展しない。世界貿易に参加の量的な面でも、逆に後退をするようなことだとして考えられる。そういうようなことから、これに対する適切な流動性を付与する。むしろそれはその国その国における自立的な経済発展への努力、そういうような節度というものはチェックをしなればならぬでしょう。とにかく金を貸すわけですからそういうことは必要であるけれども、その辺の運用というものがもっと機動的にとられる。そのほうがむしろ創設した目的にかなう面が非常に多いのではないかと考えが当然出てくるわけですね。だからいまのままの状態、これは誤りなにもかもしねぬけれども、形式的な公平というものは通ずるかもしねぬけれども、実際にSDRを創設して国際経済を非常に大きく発展をさせていく、世界貿易を発展させていくという立場からいうならば、やはり後進国が国際経済発展から取り残されてしまうことを救済していくことにはならないだろうと思うのです。それはIMFそのものの任務でないといつてしまえばそうかもしれないけれども、SDR創設の目標というものが、国際流動性不足というものに対処するためのものであり、それは国際経済を発展させることにある。あったんだ、世界貿易発展のためにというものであった以上、その辺の配慮もあって当然ではないか、こういう気もするのですが、いかがでしょう。

○農林政府委員 まさしくそういう議論が一部で行なわれたのでございます。IMF、SDRと開発途上国援助とのリンク、これをUNCTADで主張した国があるのではありません。しかし結論としては反対ということで実現されなかった。これは、IMFというのは先ほどおっしゃいましたように、国際流動性というものを、その全体の問題をどう処理するかということを任務にしておるわけ

であります。開発途上国については、先ほど少し申し上げましたが、世界銀行というものがございす。これが今度お願いしておりますように、いままで二百三十二億ドルの資金を二百五十四億ドルに増資していただきたいということを申し上げておるわけでありまして。またIDAというものがございす。去年御審議いただいたわけでございまして、一年間四億ドルずつ三年間十二億ドルを、もつぱら後進国のために資金を供給するという特別の箱をつくってあるわけでありまして。のみならず、後進国については保証融資の制度とか、第一次産品関係で特別ワク引き出しを認める。IMFにそういう考慮があるわけでありまして。したがって、まさしく御指摘のようにIMFというものは、あるいは広く申しましてIMFグループと申しまして、全体としては開発途上国に全く十分過ぎる——十分過ぎるというのは語弊がございす。十二分の配慮が行なわれているというものが現実ではないかと思ひます。そういう意味では、御趣旨は十分取り入れられていると申して過言でないと思ひます。

○広瀬(秀)委員 日本も今回の増資によって任命理事国という堂々たる地位を占めるわけでありまして、このIMFの世界経済に果たすべき役割というものを、あまりにも固定的なプレトン・ウツズの原点到ばかり固執しないで、かなり弾力的な運用がなされて、世界経済発展のために機動的に運営されるように大いにこれを主張していただきたいと思ひます。

○農林政府委員 今回金で払い込まなければならぬのは一億一千八百万ドル余でございます。過去、私も最初に加盟いたしましたとき、第一次増資と第二次増資、今度第三次でございます。過去の、たとえば一九六六年には五千六百二十五万ドル、金で払い込んだわけでありまして。これはニューヨークの連邦準備銀行から買って払い込んだわけでありまして。その前も六千二百五十万ドル。今回もアメリカから買って払い込むつもりでございます。

○広瀬(秀)委員 今回もやはりアメリカ連邦銀行から買って払い込むということになりますか。現在の手持ちの金から出すということではないのですか。

○農林政府委員 お説のとおり、日本のいまの外貨準備の中に入っております金を使わないで、アメリカから買ってまして、それによって払い込みを行なうというふうなきめております。

○広瀬(秀)委員 そうしますと、これはおそろくかなり困難な面があるのじゃないか。大体百八、九億ドルぐらいいまアメリカの金もないわけですね。今度のIMFの増資三五%平均ということでも、七五億のうち二五%といふと、二十億ドル近くは金で払い込むという勘定になるわけですね。そういうものはアメリカ連銀に全部殺到するとはいえないけれども、アメリカ連銀に全部殺到するとは八割近く金で持つておるというふうなところは別といたしまして、かなりの国がアメリカ連銀にIMFに対する金出資分として買いにいくというふうなことになる、またもう一ぺんゴールドラッシュが起る可能性——そう大げさにならないのかどうか、その辺のところをわれわれに安心のいくようにひとつ御説明をいただきたいと思ひます。

○農林政府委員 アメリカは、ドルをもって他の国の中央銀行あるいは中央通貨等——日本の場合は大蔵省でございますが——に、金を買いに来た場合には売らなければならぬという義務があるわけでございます。現在では金の問題は、南アの

新産金の問題も落ちつきましたし、二重金価格制度も所期以上の効果をあげて、そういう意味での金を含めての通貨制度は非常に安定いたしてあります。したがって、私もあるいは他の国がアメリカにIMFに対する払い込み用の金を買いに参りまして、そういう混乱は起こらないように進むであらうというふうに思っております。

○広瀬秀委員 非常に安定しているということ、だいたいよぶだということなんですか。ところが、大体今回の出資増資によって、アメリカ連銀の金がどれくらいその出資のために買い付けられ、減少するだろうか、こういう点のおおよその試算はありますか。

○奥村政府委員 この大口の出資国には、みずから金を豊富に持っている国も御存じのように多いわけではございません。したがって、いまおっしゃいました金額についてはまだきまっていらないわけではございません。

○広瀬秀委員 そこで、つい最近、日本でも長期金利等についてかなりの引き上げがあったわけでありまして。まあ、イギリスは始めて以来といふくらい低い水準の超々高金利の公定歩合九%というところから、イギリスも○・五%ですか、下げました。イギリスの場合にはそういうことで最近非常に経済の、特に国際収支が改善されてきて、多額の借金などを返すことができていくというところのようではありますが、イギリスがそういう状態で若干低金利——低金利とは言えないけれども、公定歩合を下げた。ところがその翌日、今度は西ドイツが一・五%も公定歩合引き上げをするという、こういうまさにすれ違ひの欧州金融情勢というふうなことがいろいろの書物に書かれておるわけでありまして、そういう中で、アメリカでもかなりの高金利が続いておるわけでありまして、市中銀行のプライムレートあたりがぼつぼつ下がるかというふうな傾向は見えてきたようでありまして、依然として高金利である。こういう状態というものが、特に午前中から議論がありましたように、アメリカがやはりインフレーションの段階

にあるんじゃないか。物価もほとんど最近上がっているというところなんです。しかし、そうかといつて金融をきゅつと締めていくというところが、むしろ国内の経済的、特に秋の中間選挙というものを中心にした政治的配慮によって、引き締め政策に転換をして、物価を抑えるためにそういう制度もなかなかとれないというふうなことで、このアメリカのインフレーションというものがやはり全世界にひろく輸出をされている形ではないのか。アメリカの国際収支なども、かなり流動性ベースでの赤字というものは、この前堀委員等の質問で明らかになっておるわけでありまして、そういう状態からなかなか脱却できないということは、このドルに対する信頼というものがきわめて今日流動的だし、不安要因、信頼が薄らいでいるということではあるのだらうと思つて、いまのところなるほど一応の平静を保っているという、小康を保っているというふうな国際金融情勢にあるけれども、もう一べんこのドルと金との関係においてゴールドドラッシュが発生するといふような素地というものはあるのか。これでもう国際通貨体制というものは磐石になったのか、ここの見通しというものはどういふふうなところにお考えになっておられるか、この際お聞きしたいと思つておられます。

○奥村政府委員 このヨーロッパの公定歩合の問題から始まりましてアメリカに及び、ドル、金の問題をどう考えるかという御質問でございますが、イギリスの公定歩合が八%から七・五%に引き下げられましたのは、これは最近イギリスが、為替市場においてポンドが堅調である、ロンドンへ大規模の金の流入が続いているというところからして、公定歩合を下げましても現在の金融引き締め政策と矛盾しない、こういうふうな判断からでございます。

大臣も見えましたから答弁のほうは簡略にさせていただきますが、そういうことで、イギリスの問題あり、またドイツ、イタリアでは、大体この問題がございまして、公定歩合を引き上げたわけ

でございます。結局は、アメリカがこれから先、現に持つております財政政策、金融政策をどういふふうな持つていくのかというところが、一番の問題であらうかと思つて、ニクソン政権になりましてから正攻法をとつて、国際収支の改善というものを、国内の財政金融政策というものを、もつて改善していこうという政策が、努力がいきなりと続けられておる最中でございます。われわれとしては、この努力が効果を結ぶということをお願いしては、この努力が効果があると思つております。

○広瀬秀委員 大臣がお見えになりましたので、大臣にひとつ伺ひしておきたいと思つて、国際金融局長は、国際通貨体制というものは、いま一応小康状態、平静に戻つていくということだと思つて、アメリカ自身が、国際収支もまだまだ第四・四半期を比べれば、若干好転はしているといふような面はあるけれども、インフレは依然として終息をしないし、高金利もかなり続いているといふような状態、ドルに対する信頼というふうなもの、やはりかなり動揺しているのではないかと、そういうものが底流にあるのではないかと、そういうものが、そこで、そこらについて大臣の見通しも伺ひたいわけですが、そこへもつてきて、国際通貨体制が、ゴールドドラッシュを転期として、ポンドの切り下げあるいはマルクの切り上げというふうな、あるいはフランの切り下げというふうな、こういうきわめてドラマチックともいふべき混乱状態、こういうことで、もう一度ドルの信託というものが問われて、あのような状態、ゴールドドラッシュのような状態を迎えるような事態というものは、当分ないんだということ、大臣は、そのように見られておるか。

それで、いま議論をしておりますIMFに対する日本の出資も、今回一億一千八百万ドルばかりは金で出さなければならぬ、そういうことは、これは単に日本ばかりじゃないわけでありまして、金準備の少ないところでは、やはりアメリカが百十億足らずの金しかないというのに、連邦銀行が、

各国政府ベースの要求がある場合にはこれに応じなければならぬというふうなこともあって、IMFに増資をするための金をアメリカから引き出す、こういうことによつてアメリカの金がいかに少なくなる。あるいは百億を割るというふうなことになる。またそのゴールドドラッシュのようないふものが、金に対する投機というふうなものが起きないかどうかといふようなことをいま質問しておつたわけでありまして、その二点について大蔵大臣の所信を伺つておきたいと思つております。

○福田政府委員 昨年の秋、私がワシントンに参つた際、アメリカの財務長官と会ひましてよく話し合つたのですが、IMFへ払い込むための金はアメリカ政府から買ひます、向こうは売りません、これは心配がない。

それからアメリカのドルの信託という問題ですが、これは、よその経済状態を言うのもいかにがと思つて、ニクソン政権になってから特に格段の努力をされている、こういうふうに見ているのです。ジョenson政権のときも、その末期には金融調整をしなければならぬといふので、たしか一昨年は通貨の発行量を七%増に押さへ、こういうふうな政策をとつておられますが、それでは足らぬといふので、去年は、ニクソン政権になってから二%増に押さへ、下半期になりました、それでも足らぬといふので、○・七%の増加にとどめるといふ非常にきつい政策を打ち出してあります。その影響がかなり深刻に出てきています。それでGNPは第四・四半期に初めて三角になる。わが国は一%というふうなときに、アメリカでは三角のGNPだ、こういうふうな状態です。かなりアメリカの官民にこれはショックを与えて、かなりではないかといふふうに見ているのですが、専門家の見るところでは、ことしの一・三、第一・四半期、これもまた三角のGNP、こういうことになるであらうといふふうな言われておるような状態です。ただ、通貨を○・七%増に押さへるというのはいかかであらうといふようなこともありまして、これを多少緩和しようといふような意見も出

金協定といいますが、そういう協定を結んで、雑誌の伝えるところによると、最近南アは二億ドル余りの金をIMFに売ったようでありますが、こういうときには、すでにIMF等に来ておる金であるならば、これはもういまいちおっしゃるような金価格に関係がないわけですから、当然、もしその他の国がそれを必要とするというときに割り込むこともどうかと思いますが、いま、御承知のように、欧州諸国というものは日本と比べれば格段に金を持っている国でありますから、多少そういうような余裕のある金が出てきたら、これはやはりいまいちおっしゃる話からすれば、その他に悪影響を与えない範囲では金の保有高はふやしていくということになるという事になれば、そういうものが出たときには購入をするということになるというふうに理解をしいわけですね。

○福田国務大臣 いまのIMFの話は別といたしまして、いまお話をあつたすぐに買いかかるという話はこれは別といたしまして、自然な機会がありますればひとつ買ひに出よう、こういうふうな考えでおります。

○堀委員 ちょっと局長に伺いますが、いま、今度の金協定によって、要するに南アの外貨の不足について必要であるときはIMFは金をそれだけ買ひ上げることになったわけですね。そうすると、それをIMFが買ひ上げてIMFが持っているというものは私はおかしいと思うのです。これは当然どこかの通貨当局にそれを配るといふことになるのじゃないですか、あの協定の背後にあるものは……。IMFというのは本来そういうものの金を買ひ上げて、ずっと自分のところで抱いて持っているというのではなくて、それは南アとの関係でIMFが処理をするだけであつて、それは結局どこかの通貨当局に当然交換するということが前提だと、あの金協定を私は理解しておるのですが、その点はどうか。

○農林政府委員 南アフリカがその新産金を処分いたしますときの条件等については、もう御存じのとおりでございますから御説明申し上げませ

ん。次に、IMFが南アフリカから買ひのかあるいはヨーロッパその他の中央銀行が買ひのかということについて議論があつたことも御存じであらうかと思ひます。日本は、各中央銀行が南アから買ひのではありません、IMFが南アから買ひのではありません。その主張をして、それが通つたのでございませう。そこで、IMFに集まるその金をどういふふうに分けるかという点については、わが国もいろいろと意見があるのをごさいます。いままでIMFで持つておられます金といふものは相当ございませうが、これは各国の通貨、円が必要な場合ありますが、それはマルクが必要な場合、フランが必要な場合、それぞれ一定の法則をもつてその国の通貨をIMFが入手いたしますときに、一部金で買ったというふうな実績がございませう。今後の問題については検討中でございます。

○堀委員 わかりました。IMFに金だけをためてみたところで、別にIMFといふものは本来金をためるための機関でもありませんから、一種のプールでありますから、当然それは通貨当局にある時期には分配をするのが正常な姿であらう。ただ、いまお話しのように、やはり処置はIMFで一括してやるということのほうがいふ点で合理的な処置をされるというふうには私も理解をしておりますから、やがてはおそらくだんだんふえてくるでしょう。南アの国際収支にも関係があらうますが、南アとしては当然最も有力な輸出品でしようね。そういうことからすれば当然そういうことも起きると思うので、適切な処置によつて、特に日本は欧州諸国に比べれば異常に金保有が低いわけでありまから、その点についてはひとつとつて、現地のない処理をIMFでやれるように、これは大臣含めて政府として配慮をしておいていただきたい、こう思ひます。

以上でIMFの関係を終わります。海外経済援助の問題であります。海外経済援助の問題は、私は何回か本会議でも議論をして、幸いにして日

本の経済力も大きくなつたためにかなり比重がふえてまいりました。一九六八年はようやくGNPに對して〇・八三%ですが、かなりの比重になつてくるようになりましたいへん。こうなると、どうもその中身を見ますと、特に民間ベースのほうの輸出信用のようなもの、伸び率は、一九六三年と八年を比べても五倍くらいに伸びておる。ところが実際には、たとえば贈与であるとかあるいは直接借款とか、そういう式のもの、の伸び率は、こういうことになつておるわけですね。私はきょうは外務大臣にお越しいただいて、特に東南アジアと日本の経済関係の問題について触れたのですけれども、いま日本がもう少し考えておかなければならぬのは、同じするならば少し長期的なプログラムに立つて、東南アジアの諸国が長期的に役に立つといふ形の援助をすることが非常に重要ではないのか。もちろん輸出延べ払い等とではありませんけれども、しかしそれはどちらかといへば、向こうの国から見ると日本がもうけるための手段にしているのじゃないかという理解をされるのであつて、援助という総括的な名前の中に入つておるけれども、私はやはり前段のほうの贈与なり直接借款なり技術協力なりというものがほんとうの援助じゃないのか、こういうふうな感じがするのですが、大臣のその点についての御見解を承りたい。

○福田国務大臣 私もそう思ひます。後進国といふか開発途上国に對しまして経済協力をするが、特にアジアに重点を置いておるわけですね。アジアの中でも東南アジアに特に重点を置いておる、こういうのですが、その与える援助が生きてこなければならぬ、これは大切なことじゃないか。そこで、援助を受ける国々に對しましては、まず自力建設といふことをお願いいたしておるわけでありませう。東南アジアの中ではインドネシアでございませうが、これも長期の見通しに立つた経済プラ

ンというものがあつてあります。インドネシア経済建設計画、この計画の線に沿つてわが国も応分の協力をするといふようなかまをとおつておるわけでありませう。その他の国々につきましても、韓国は日韓協定によりまして長期的な計画的協力をしてありますが、韓国以外の国々にはさほど多額の援助もしておるわけではございませぬので、長期プランにのつておるわけではございませぬ。ございませぬけれども、なるべく受け入れ側において援助資金を活用して、ああ、日本の協力があつたからこうなつたのだといふふうな思つていただきたい、こういうふうな考えでおります。同時に、二国間の経済協力といふこともございませうが、国際機構を通じての協力、これが大事だといふふうな考えでおります。特に東南アジアにつきましてもアジア開発銀行が創設された、これは画期的なことだと思ひますが、このアジア開発銀行に活発に動いていただいて、そしてこの銀行が援助対象の国々に精細な調査を行ない、そしてアジア開発銀行の必要と認めた援助をアジア開発銀行を通じて行なう、これが一番摩擦がない行き方ではあるまいかといふふうに考えて、アジア開発銀行に對しましてはわが国としても積極的な協力をしてみたい、こういうふうに考えております。

○堀委員 そこで、いま東南アジアの問題で一つ問題がありましますのは、そういう方方は社会党だからという形で受けとめていただかないで聞いてもらいたいのは、今日アジアといふのは、要するに資本主義圏だけのアジアではなくて、かなり社会主義圏もあるわけですね。私はいまいろいろ政治的な問題があるかと思ひますけれども、長期的に見ますと、アジアにおける社会主義圏を疎外した形でアジアの健全な発展といふことはどうしても考えられないのじゃないか。早い話が、いま中国貿易問題についても、自民党のほうでは松村さん、藤山さん、皆さんお出かけになつていろいろ努力をしておられる。私はこの間の日米協定などから見て、最近の新聞を見ると、これは逆に東南

アジアのほうにまではね返って、日本が自分のそういう権益というか、生命線的なことを言い出したときにはあとに問題があるなどということをして、東南アジアのいろいろな人が述べておるといふことを新聞で見ているわけですが、そういう別の理解の問題もあるわけでも、経済的な問題というものは、もう少しそういう問題を越えて考えていく必要があるのじゃないだろうか。どうも日本のいろいろな海外援助なりそれらを見ておきますと、そこには非常に固然たる壁があると思うのです。そういう意味で、日本経済というものが単に資本主義圏だけの貿易その他で今後ともいけるかという、やはり世界のかかなり広い範囲にわたっておる社会主義圏を無視してこの問題の解決はあり得ない、私はこう思います。これはこまかい個別の問題というよりも、今後の日本の海外援助という問題の中で、もう少し社会主義圏の問題というものに比重を置いて考えていく、これが長期的展望に立つところの日本経済のプログラムの非常に重要な一環じゃないか、私はこう考えますが、大臣はそれについていかがでしょう。

○福田外務大臣 理論的にはまさにそうだと思いますが、現実の問題としますと、やはり日本との国交という問題があるだろうと思うんです。しかし、共産圏だから日本は経済上のおつき合いをいたしませんという姿勢はとっておりません。現に、ソビエトロシア、これなんかはシベリア開発を日本にぜひお願いしたい、日本もこれを前向きでひとつ御相談に応じましょうということまで進んでおるわけなんです。つまり、アジアの国々でまだ国交の開かれておらない国がある。しかも、その国々の中には、国際的なマナーというのか、そういう問題で、法律上の国交再開前のおつき合いもなかなかむずかしいところもあるわけなんです。そういうようなことでありますが、前提さえ整えば、そして法律上の国交回復、そういうことができればもちろんであります、事実上の国交調整ができる、こういうようなことになれば、何も社会主義国、共産主義国だからおつき合いはいた

しませんという姿勢をとることは毛頭ありません、さように考えております。

○堀委員 お約束の時間でありますからあと一問だけで終わりますけれども、きょうも外務大臣にも申し上げたんですけれども、いま、日本のいろいろな対外的な力が強くなってきたから、ややもすると、東南アジアのような開発途上国に対しては、誤解を受ける可能性が非常に間々ある条件が一つあるわけですね。逆に今度は先進国との側には、これは大蔵大臣に直接関係ありませんけれども、今回の繊維協定の問題に見るように、どうも私も、これはアメリカ側のほうが無理をしておるという感じがしてならないような事態も今度は起きておる。いま日本は、そういう海外諸国との経済関係においては、非常にいろいろな角度から微妙な立場に立たされつつある段階だと思うのです。その場合に、私はやはり、いまちよつと申し上げたように、それらを含めて、しかしいづれも、どうも日本人というのはこれまで貧しかったせいか、目先の問題についての事の判断の比重が高過ぎて、長期的な見通しに欠ける部分が多かったのではないかと、いふような感じがいたします。だから、それらについて、対米の問題についても、譲るべきことは多少は譲ってもいいけれども、筋を曲げるようなことをすれば、このことは次々にはね返って、日本のいろいろな諸関係にはね返るわけですから、きょうも愛知外務大臣に申し上げたのですけれども、まあわれわれで考えることはあるうとも、筋は曲げないようにはしてもらいたい、こういう話を申し上げたのですが、このことは私はやはり、いまの国際金融なりその他諸般の海外との関係において、われわれとして主張すべきことは主張をして、それが単に短期的な相互間に多少気まずいものが残ろうとも、結果としては、長期的にそれがほんとうのイコール・パートナーシップになるというようなかまをえをもつて、海外諸国との経済関係を保持していくということであるべきだ、こう私は考えるのです。まあたいへん抽象論ですから御反対もないかもしれま

せんけれども、やはり日本の国益を守りながら、しかし、長期的展望に立つて筋を立てるといふことが私は非常に重要だと思っておりますので、その点についての御見解だけ承って終わります。

○福田外務大臣 お話のとおりに考えます。富んでおごらずということがありますから、そういう気持ちで、先進国に対しても、また、後進国に対しても接していく。そうして日本が国際的に、後進国からも先進国からも、つまはじきだとか国際的孤児になるといふことが万あつては相ならぬことだと考えますから、ひとつ御協力をお願いいたします。

○毛利委員長 これにて両案に対する質疑は終了いたしました。

次回は、明二十五日水曜日、午前十時理事会、十時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時三十五分散会

